

芦別市地域防災計画

本 編

令和6年3月

芦別市防災会議

〔目 次〕

本 編

本 編	1
第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進にあたっての基本となる事項	2
第4節 用語の定義	3
第5節 計画の修正要領	4
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第7節 市民及び事業所の基本的責務	8
第2章 市の概況	11
第1節 自然的条件	11
第2節 災害の概要	11
第3章 防災組織	12
第1節 芦別市防災会議	12
第2節 災害対策本部	15
第3節 本部の配備体制	25
第4節 動員計画	29
第5節 住民組織	31
第6節 気象業務に関する計画	32
第4章 災害予防計画	44
第1節 防災思想・知識の普及及び防災教育の推進に関する計画	44
第2節 防災訓練計画	48
第3節 災害危険区域	50
第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	52
第5節 相互応援（受援）体制整備計画	53
第6節 自主防災組織の育成等に関する計画	55
第7節 避難体制整備計画	58
第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	66
第9節 情報収集・伝達体制整備計画	72
第10節 建築物災害予防計画	74
第11節 消防計画	75
第12節 水害予防計画	76
第13節 風害予防計画	77
第14節 雪害予防計画	79
第15節 融雪災害予防計画	83
第16節 土砂災害の予防計画	85
第17節 積雪・寒冷対策計画	88
第18節 複合災害に関する計画	90
第19節 業務継続計画の策定	91

第5章	災害応急対策計画	93
第1節	災害情報収集・伝達計画	93
第2節	災害通信計画	97
第3節	災害広報・情報提供計画	101
第4節	避難対策計画	105
第5節	応急措置実施計画	120
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	126
第7節	広域応援・受援計画	130
第8節	ヘリコプター等活用計画	132
第9節	救助救出計画	134
第10節	医療救護計画	135
第11節	防疫計画	138
第12節	災害警備計画	141
第13節	交通応急対策計画	144
第14節	輸送計画	148
第15節	食料供給計画	149
第16節	給水計画	151
第17節	衣料、生活必需物資供給計画	153
第18節	石油類燃料供給計画	155
第19節	電力施設災害応急計画	157
第20節	ガス施設災害応急計画	159
第21節	上下水道施設対策計画	160
第22節	応急土木対策計画	162
第23節	被災宅地安全対策計画	164
第24節	住宅対策計画	166
第25節	障害物除去計画	170
第26節	文教対策計画	172
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	176
第28節	家庭動物等対策計画	178
第29節	応急飼料計画	179
第30節	廃棄物等処理計画	180
第31節	災害ボランティアとの連携計画	182
第32節	労務供給計画	184
第33節	職員派遣計画	186
第34節	災害救助法の適用と実施	187
第6章	地震災害対策計画	190
第7章	事故災害対策計画	191
第1節	航空災害対策計画	191
第2節	鉄道災害対策計画	195
第3節	道路災害対策計画	198
第4節	危険物等災害対策計画	202
第5節	大規模な火事災害対策計画	205
第6節	林野火災対策計画	209
第7節	大規模停電対策計画	214
第8章	災害復旧・被災者援護計画	219
第1節	災害復旧計画	219
第2節	被災者援護計画	221

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、芦別市防災会議が作成する計画であり、芦別市の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本市における防災の万全を期すことを目的とする。

- 1 芦別市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等の災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の構成

この計画は、本編、地震災害対策編、資料編によって構成する。
なお、芦別市水防計画については、別途定めることとする。

第3節 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会的経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語の定義

本計画で使用する用語等は、次による。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）をいう。
市防災会議	芦別市防災会議条例（昭和38年条例第4号。以下「防災会議条例」という。）第1条に規定する芦別市防災会議をいう。
本 部	芦別市災害対策本部条例（昭和38年条例第5号。以下「災害対策本部条例」という。）第1条に規定する芦別市災害対策本部（以下「本部」という。）をいう。
本部長	芦別市災害対策本部長をいう。
市防災計画	防災会議条例第3条第1項に規定する芦別市地域防災計画をいう。
防災関係機関	防災会議条例第2条第5項各号に掲げる委員の属する機関をいう。
災 害	基本法第2条第1号に規定する災害
防 災	基本法第2条第2号に規定する防災
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策 実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第5節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

ただし、軽易な事項又は緊急に修正を必要とする事態が発生したときは、会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

芦別市防災会議の構成機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機関の区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	北海道森林管理局 空知森林管理署	ア 所轄国有林についての保安林の配置の適正化及び施業の合理化を図ること。 イ 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 ウ 林野火災の予防対策の樹立及び未然防止を行うこと。 エ 災害時において市の要請があった場合に、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。 オ 食料・物資支援チームの派遣に関する事。
	北海道農政事務所 旭川地域拠点	ア 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給に状況に係る確認等に関する事。
	札幌開発建設部	ア 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による市への支援に関する事。 イ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事。 ウ 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。
	札幌開発建設部 滝川道路事務所	ア 国道の改築、維持修繕、災害復旧その他の管理を行う事。
	札幌開発建設部 岩見沢河川事務所 桂沢ダム管理支所	ア 芦別ダムの維持管理を行う事。 イ 芦別ダムの放流等について関係機関に通報を行う事。
	札幌開発建設部 空知川河川事務所 滝里ダム管理支所	ア 滝里ダムの維持管理を行う事。 イ 滝里ダムの放流等について関係機関に通報を行う事。
	札幌開発建設部 空知川河川事務所	ア 指定区間外区間（直轄管理区間）内の河川改修及び維持修繕並びに災害復旧を行う事。
	滝川公共職業安定所	ア 被災者の職業紹介を行う事。 イ 災害復旧に必要な労務者及び技術者のあっせんを行う事。
	北海道総合通信局	ア 災害時における通信の確保を行う事。 イ 非常通信の訓練、運用、管理に関する事。
	自衛隊	陸上自衛隊滝川駐屯地 第10即応機動連隊

機関の区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道	空知総合振興局	ア 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 イ 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置を行うこと。 ウ 災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 エ 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災事務、業務実施の援助及び総合調整を行うこと。 オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 カ 災害救助法に関すること。 キ 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。 ク その他災害発生の防御又は被害拡大の防止のための措置に関すること。
	札幌建設管理部 滝川出張所	ア 水防技術の指導を行うこと。 イ 公共土木施設の災害対策を実施すること。 ウ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	空知総合振興局森林室	ア 林野火災の予防対策を行うこと。 イ 緊急復旧用材の供給を行うこと。
	空知農業改良普及 センター中空知支所	ア 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。 イ 被災地の病害虫防除の指導を行うこと。
	空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室 (滝川保健所)	ア 医療施設、衛生施設等の災害状況報告等を推進すること。 イ 災害地における医療活動及び防疫活動を推進すること。 ウ 防疫薬剤の確保及び供給を図ること。 エ 災害地における給水、清掃等環境衛生活動を推進すること。
北海道警察	芦別警察署	ア 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 イ 災害情報の収集及び伝達に関すること。 ウ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 エ 犯罪の予防、取締り等に関すること。 オ 危険物に対する保安対策に関すること。 カ 広報活動に関すること。 キ 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
芦別市	芦別市長部局	ア 市防災会議に関する事務を行うこと。 イ 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄並びに地域内の災害予防応急対策の総合調整を行うこと。 ウ 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 エ 自衛隊の災害派遣要請を依頼すること。
消防機関	滝川地区広域消防事務組合 芦別消防署及び芦別消防団	ア 消防活動を行うこと。 イ 水防活動を行うこと。 ウ その他災害時における救助活動を行うこと。
教育委員会	芦別市教育委員会	ア 災害時における被災児童、生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 イ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 ウ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 エ 学校における防災教育に関すること。

機関の区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	北海道旅客鉄道(株) 岩見沢保線所 滝川保線管理室 市内各駅	ア 災害時における鉄道輸送を確保すること。 イ 災害時における救助物資の緊急輸送、避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	ア 気象官署からの警報を伝達すること。 イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	日本郵便株式会社 芦別郵便局ほか 市内各郵便局	ア 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
	北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター 北海道電力株式会社 旭川水力センター 芦別土木課	ア 電力供給施設の防災対策を行うこと。 イ 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。 ウ 所管のダム施設等の防災管理を行うこと。 エ ダムの放流、流量等に関し、関係機関に通報を行うこと。
指定地方公共機関	社団法人芦別市医師会	ア 災害時における医療及び助産について指導、協力等を行うこと。
	芦別市土地改良区	ア 水門若しくは樋門及び溜池等の防災管理を行うこと。 イ 野花南ダム施設の防災管理を行うこと。 ウ 野花南ダムの放流及び流量に関し、関係機関に通報を行うこと。
公共的団体	芦別商工会議所	ア 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。 イ 被災商工業者の経営育成指導を行うこと。
	たきかわ農業協同組合 芦別林産協同組合 芦別木材協会 なかそらち森林組合	ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 イ 被災組合員に対する融資及びそのあつせんを行うこと。
	一般病院・診療所等	ア 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
	一般運送事業者	ア 災害時における救援物資、応急対策用物資等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
	芦別市町内会連合会 芦別市社会福祉協議会 芦別市男女共同参画推進協議会 芦別市民生委員児童委員協議会	ア 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 イ 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 ウ 非常食の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 エ 避難所運営に関すること。
防災上重要な施設の管理者	危険物関係施設の管理者	ア 施設内の災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。 イ 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

第7節 市民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて市民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開するものとする。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給油用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会・自治会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 市・道・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的、経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被害状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。

- (3) 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、防災体制の充実を図るものとする。

4 市民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ市民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く市民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 市の概況

第1節 自然的条件

1 地勢及び位置

芦別市は、北海道のほぼ中央部に位置し、東端は東経142度22分05秒、西端は東経142度02分45秒、南端は北緯42度26分06秒、北端は北緯43度31分55秒に位置し、東西24.96km、南北48.65km、面積は865.04km²と全国の都市の中でも広大な市域を有している。

市域の88%を森林が占め、標高1000m以下の低山が連なる中、市域中央部を北に流れる芦別川をはじめ、野花南川、パンケ幌内川などの各支流を集めて、南東から北東にかけて空知川が流れる。東南部には夕張山地があり、芦別岳、岨山、幾春別岳などがそびえている。

市街地は、盆地状地形の中を流れる空知川及び支流の河岸段丘上に発達している。

2 気象

気候は内陸性で、年間最高気温が30度前後、最低気温が氷点下20度前後と寒暖の差が大きい。年間降水量は1000mm程度、冬期の積雪深は100cm程度である。

風は、春から秋にかけて北風が多く、冬は南風が多い。

第2節 災害の概要

本市の災害は、台風や発達した低気圧に伴う大雨、強風（暴風）、大雪、風雪（暴風雪）等による被害が主に発生している。

主な災害の発生記録は資料編【資料11】のとおりである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・過去の災害の記録（資料11）

第3章 防災組織

芦別市の地域における災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

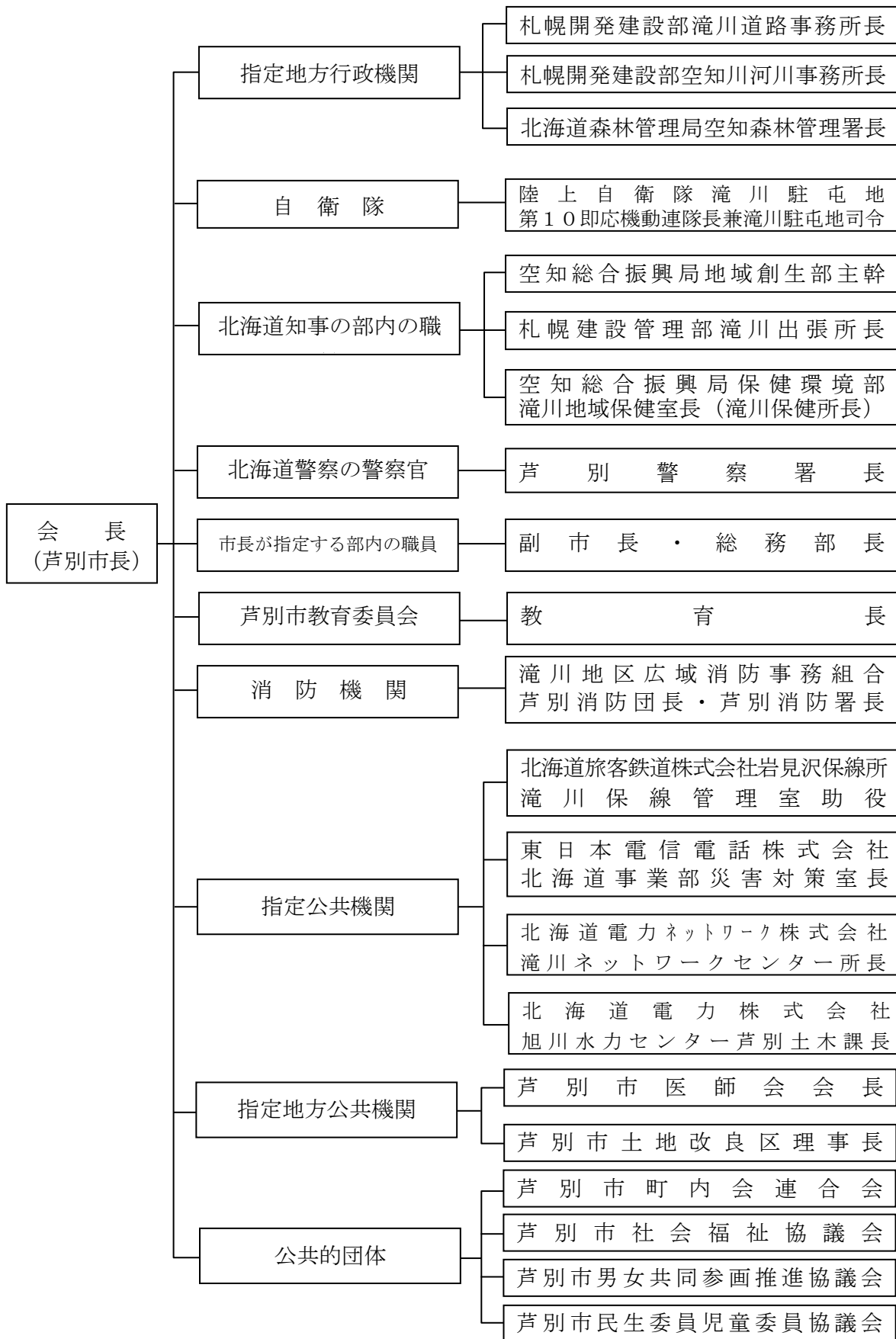
芦別市の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、芦別市防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。

第1節 芦別市防災会議

市防災会議は、市長を会長として、基本法第16条第1項の規定により、芦別市防災会議条例（昭和38年条例第4号）第2条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、芦別市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること並びに市地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とするものである。

組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 市防災会議の組織



2 市防災会議の運営

芦別市防災会議条例及び芦別市防災会議運営規程（昭和38年防災会議訓令第1号）の定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 芦別市防災会議条例（資料33）

第2節 災害対策本部

市長は、災害時、災害の状況に応じて、基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置し、市地域に係る災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応が取れるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

災害対策本部	対策部 (部長)	班 (班長)	班員
<ul style="list-style-type: none"> ・本部長（市長） ・副本部長（副市長） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 本部員会議 (構成員) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・教育長 ・総務部長 ・市民福祉部長 ・経済建設部長 ・市立芦別病院事務部長 ・芦別消防署長 ・議会事務局長 	総務部 (総務部長)	統括班 (総務防災課長)	総務防災課員 (総務係、職員係を除く。)
		総務班 (総務防災課長)	総務防災課員 (危機対策係を除く。)
		財政班 (財政課長)	財政課員
		企画広報班 (企画政策課長)	企画政策課員
		情報機器班 (行革推進課長)	行革推進課員
		調査班 (税務課長)	税務課員
		会計班 (会計課長)	会計課員
	市民福祉部 (市民福祉部長)	市民班 (市民環境課長)	市民環境課員
		防疫班 (市民環境課長)	市民環境課員
		保健班 (健康推進課長)	健康推進課員
		保健施設班 (介護高齢課長)	介護高齢課員
		福祉班 (福祉課長)	福祉課員
		児童班 (児童課長)	児童課員
	経済建設部 (経済建設部長)	商工班 (商工観光課長)	商工観光課員
		農林班 (農林課長)	農林課員
		都市建設班 (都市建設課長)	都市建設課員
		上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課員

災害対策本部	対策部 (部長)	班 (班長)	班員
	医療部 (市立芦別病院事務部長)	医療班 (市立芦別病院看護副部長)	市立芦別病院職員
		事務班 (市立芦別病院事務部事務課長)	
	消防部 (芦別消防署長)	消防班 (芦別消防署副署長)	芦別消防職員
	文教部 (教育長)	文教班 (学務課長) (副：生涯学習課長) (副：スポーツ振興課長)	教育委員会事務局職員 星の降る里百年記念館職員 図書館職員
	協力部 (議会事務局長)	協力班 (議会事務局長) (副：選挙管理委員会事務局長) (副：農業委員会事務局長) (副：監査委員事務局長)	各事務局職員

2 本部の設置基準

市長は、災害時、災害の状況に応じて、次の設置基準の一に該当し、必要と認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その区域に係る災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度5以上の地震が発生したとき。 ・市内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
大規模災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想される時
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

3 本部の設置

(1) 本部の設置場所

災害対策本部は、原則として災害対策拠点施設である市総合庁舎内に設置する。ただし、庁舎が被災し使用できない場合は、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署庁舎内に設置する。

(2) 本部の設置

本部を設置したときは、直ちに災害対策本部全員に周知する。

(3) 本部の廃止

市長は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

4 本部の設置又は廃止、通知の公表

本部を設置又は廃止したときは、関係機関（空知総合振興局、指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知するとともに、住民に対しては、報道機関、市公式ホームページ、SNS、広報車等の方法により周知するものとする。

5 本部の運営

本部の運営は、芦別市災害対策本部条例（昭和38年条例第5号）及び芦別市災害対策本部条例施行規則（昭和40年規則第9号）の定めるところによるが、災害応急対策の実施その他防災に関する重要事項は、本部員会議で決定するものとする。

6 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部長で組織する。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の決定並びにその切替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 国、道、公共機関及び他市町村に対する応援の要請に関すること。
- エ その他の災害対策に関する重要な事項

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- イ 各部長は、それぞれの所掌事務について必要な資料を提出するものとする。
- ウ 本部長は、会議の構成員のほか必要と認める者を会議に出席させ、又はこれらの者の一部をもって会議を開くことができる。
- エ 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長にその旨を申し出るものとする。

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各部長が職員に周知する必要があると認めた事項については、速やかにその徹底を図るものとする。

7 本部長権限の委任

災害対策（連絡）本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長（市長）の職務に関して、市長に事故のあるときは、副市长、総務部長の順位にその職務を代理する。

8 本部の所掌事務

災害対策本部の各対策部・班の所掌事務は、次表のとおりである。

各部長は、部内の所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の係員を定め、体制を整備しておくものとする。

芦別市災害対策本部 各対策部等の事務分掌

部	班	係	事務分掌
各部共通	各班共通	各係共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に属する事務の活動計画作成に関する事。 2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備・点検に関する事。 3 所管に属する被害状況調査、被害状況報告、災害応急対策及び災害復旧に関する事。 4 災害時における所管事項の執行記録に関する事。 5 災害時における協力員の受入に関する事。 6 災害時における本部との連絡調整に関する事。 7 避難所開設及び運営等の協力に関する事。
総務部 (総務部)	統括班 (総務防災課)	危機対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 災害対策本部設置・廃止に関する事。 3 災害対策本部員会議に関する事。 4 災害情報の収集・報告に関する事。 5 国、道への災害報告に関する事。 6 各部の連絡調整に関する事。 7 応急救助・復旧対策の調整に関する事。 8 災害救助法の適用・実施に関する事。 9 気象情報等の受理・伝達に関する事。 10 避難情報の発令に関する事。 11 自衛隊の派遣要請・配置計画に関する事。 12 消防防災ヘリコプター応援要請に関する事。 13 災害応急対策に関する事。 14 国、道、北海道電力(株)、東日本電信電話(株)、JR北海道(株)その他関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
	総務班 (総務防災課)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の災害動員計画の作成及び実施に関する事。 2 各部との連絡調整に関する事。 3 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関する事。 4 災害時の配車及び車両の確保に関する事。 5 災害応急資機材及び備蓄物資等の運搬に関する事。 6 庁舎の管理に関する事。 7 統括班の業務への協力に関する事。 8 その他、他班に属さない事項に関する事。
		職員係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害非常配備体制に基づく職員の配置に関する事。 2 道及び他市町村等に対する広域応援要請・配置計画に関する事。 3 職員の被災者の調査及び報告に関する事。 4 労務の供給に関する事。 5 公務災害補償に関する事。 6 職員の食料等の調達供給に関する事。 7 統括班の業務への協力に関する事。
	財政班 (財政課)	財政係 契約管財係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算に関する事。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事。 3 災害時の衣料、生活必需品その他災害応急物資の調達に関する事。 4 市有財産の応急利用に関する事。

部	班	係	事務分掌
総務部 (総務部)	企画広報班 (企画政策課)	秘書係 企画係 移住定住推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧と総合計画との調整に関する事。 2 関係機関に対する陳情及び請願に関する事。 3 災害見舞の応接に関する事。 4 住民等への災害情報、避難情報、生活支援等情報の広報に関する事。 5 災害情報等の発表及び報道機関との連絡に関する事。 6 被災地視察に関する事。 7 災害報道記事、災害写真等の収集に関する事。 8 被災者の要望事項の行政反映に関する事。 9 被災相談及び苦情等に関する事。 10 関係団体、住民組織等の出動要請及び連絡調整に関する事。 11 各地域行政区等との連絡に関する事。 12 ふるさと納税運営会社との協定に基づく寄附に関する事。
	情報管理班 (行革推進課)	行革・デジタル化推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種ネットワークの維持・管理・復旧に関する事 2 情報資産管理に関する事 3 北海道防災情報システム等への災害関連各種情報の入力・報告の業務について統括班への協力に関する事。 4 災害時における登録制メール、SNS、ホームページ等による災害関連情報の発信について統括班への協力に関する事。 5 パソコン等の通信機器の手配・整備等への協力に関する事。
	調査班 (税務課)	納税係 市税係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の調査及び報告に関する事。(農業被害調査を除く。) 2 被災納税者の市税の減免に関する事。 3 被災者台帳の作成に関する事。 4 罹災証明に関する事。
	会計班 (会計課)	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金等の出納保管に関する事。 2 応急救助費等の支出に関する事。
市民福祉部 (市民福祉部)	市民班 防疫班 (市民環境課)	市民年金係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急食料に関する事。 2 応急炊き出しに関する事。 3 被災した国民年金被保険者の国民年金保険料の免除に関する事。
		環境生活係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時の地代家賃の値上がり抑制に関する事。 2 災害時の物価の値上がり抑制に関する事。 3 災害時の生活必需物資等の消費流通対策に関する事。 4 災害時における防犯、交通対策に関する事。 5 被災時の防疫実施に関する事 6 被災地の塵芥及びし尿処理に関する事。 7 防疫状況、し尿処理状況等の報告に関する事。 8 災害による遺体の収容及び埋葬に関する事。 9 所管施設の被害調査及び応急・復旧に関する事。 10 被災地の家庭動物等の取扱いに関する事。
	保健班 (健康推進課)	国保係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災した国民健康保険被保険者の国民健康保険税の減免に関する事。
		医療助成係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災した後期高齢者医療被保険者、重度心身障がい者、ひとり親家庭等及び乳幼児医療該当者の医療費の減免に関する事。
		健康推進係 保健予防係	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染予防及び負傷者の収容に関する事。 2 保健所との災害関係事務の調整に関する事。 3 医師会その他医療機関団体との連絡調整に関する事。 4 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事。 5 被災者の精神保健に関する事。

部	班	係	事務分掌
市民福祉部 (市民福祉部)	保健施設班 (介護高齢課)	介護保険係 地域包括支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理に関する事。 2 要介護被災者の保護に関する事。 3 介護サービス実施の確保及びサービス実施関係機関との連絡調整に関する事。 4 社会福祉施設の入所者の避難救助に関する事。 5 社会福祉施設の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 6 社会福祉施設の応急・復旧対策に関する事。 7 高齢者等の一時収容に関する事。
	福祉班 (福祉課)	福祉係 保護係	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助活動に対する芦別市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 2 被災者の避難誘導に関する事。 3 被災者の生活救援に関する事。 4 被災者に対する見舞金の支給に関する事。 5 高齢者、独居老人家庭の安全確保に関する事。 6 被災者に対する各種福祉資金の貸付けに関する事。 7 災害時のボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事。 8 救助活動に対する日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事。 9 被災地の障がい者及びひとり親世帯の保護に関する事。 10 救済物資、義援金等の調達、受付及び配分に関する事。
	児童班 (児童課)	子ども家庭係 つばさ保育園 子育て支援センター係 子ども発達支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の児童及び障がい児の避難及び安全確保に関する事。 2 被災時の施設の復旧に関する事。 3 被災地の児童及び障がい児の一時収容に関する事。 4 被災した保育園等利用者の利用料の減免に関する事。
経済建設部 (経済建設部)	商工班 (商工観光課)	商工振興係 観光振興係	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災した商工鉦業者に対する融資に関する事。 2 労務者の供給に関する事。 3 民間協力団体の支援要請に関する事。 4 被災に伴う失業者の対策に関する事。 5 観光施設、商工関係施設の被害調査に関する事。 6 観光施設、商工関係施設の復旧対策に関する事。
	農林班 (農林課)	農政係	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業の被害調査に関する事。 2 被害農家の救援対策に関する事。 3 被害農作物の病虫害防除に関する事。 4 被災農家の災害融資に関する事。 5 農業用施設の被害調査に関する事。 6 農業用施設の復旧対策に関する事。 7 家畜の防疫及び家畜飼料の確保に関する事。
林務係		<ol style="list-style-type: none"> 1 森林の被害調査に関する事。 2 種苗等生産資材の確保に関する事。 3 林野火災の予防に関する事 4 被災地林野の病害防除に関する事。 	

部	班	係	事務分掌
経済建設部 (経済建設部)	都市建設班 (都市建設課)	土木係	1 道路、橋梁、河川、公園等の被害に関する事 2 災害応急資材の調達、配分及び保管に関する こと。 3 災害復旧土木事業に関する事。 4 救農土木事業に関する事。 5 河道の障害物除去及び対策に関する事。 6 市街地の浸水対策に関する事。 7 道路の通行禁止及び制限の措置に関する事。 8 被災地における滝川地区広域消防事務組合との 連絡調整に関する事。 9 災害危険箇所の巡視に関する事。 10 市道交通の確保に関する事。 11 道路、橋梁、河川、公園等災害復旧業務に関する こと。 12 北海道開発局及び札幌建設管理部との連絡調整 に関する事。
		建築係	1 仮設避難所及び炊事場の設営に関する事。 2 防災建築の促進に関する事。 3 建設業協会との連絡調整に関する事。 4 被災地における建築制限に関する事。 5 災害時の建築用資材の需給計画に関する事。 6 被災家屋等の応急危険度判定に関する事。 7 応急仮設住宅の建設・維持管理に関する事。
		住宅係	1 公営住宅、市営住宅の被害に関する事。 2 災害住宅融資に関する事。
	上下水道班 (上下水道課)	業務係	1 被災地の飲料水の確保及び給水に関する事。 2 水道関係機関との連絡調整に関する事。
		施設係 浄水場管理係	1 上下水道施設の被害に関する事。 2 災害時の飲料水の確保及び給水に関する事。 3 水道施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。
医療部 (市立芦別病院)	医療班 事務班		1 所管施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する こと。 2 被災者の応急医療及び助産に関する事。 3 医療機関との連絡調整に関する事。 4 災害時の医療品及び衛生資材の確保に関する こと。 5 医療救護所の設置及び管理に関する事。 6 傷病者の収容に関する事。 7 被災者の保健指導に関する事。 8 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置 に関する事。 9 入院及び通院患者の避難誘導に関する事。 10 災害拠点病院との連絡・調整に関する事。

部	班	係	事務分掌
消防部 (消防機関)	消防班	滝川地区広域消防事務組合 芦別消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動、水防活動等に関する事。 2 警戒区域の設定に関する事。 3 火災警報等の住民への周知に関する事。 4 住民の避難誘導及び救助活動に関する事。 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関する事。 6 人命等の救助に関する事。 7 救急活動に関する事。 8 危険物の除去及び応急処理に関する事。 9 滝川地区広域消防事務組合芦別消防団に関する事。
文教部 (教育委員会)	文教班	教育委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。 2 児童・生徒の安否確認に関する事。 3 文教施設の被害に関する事。 4 災害時における児童・生徒の避難・応急措置に関する事。 5 児童・生徒の応急教育対策に関する事。 6 災害時における学校給食に関する事。 7 施設の応急利用に関する事。 8 各施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 9 教育関係義援金品の受付及び配分に関する事。 10 教職員の動員に関する事。 11 避難所開設時における事務等の協力に関する事。 12 文化財の保護及び応急対策に関する事。
協力部	協力班	議会議務局 選挙管理委員事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部統括班の業務の協力に関する事。 2 各部の要請による連絡調整及び協力体制の確立

9 現地災害対策本部

(1) 設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地対策本部を設置することができる。

(2) 組織等

ア 現地災害対策本部は、芦別市災害対策本部条例に基づき、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員をもって組織する。

イ 現地災害対策本部長は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部員は、災害対策本部の職員のうちから本部長の指名する職員をもって充てる。

エ 現地災害対策本部は、被災現地において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

(3) 通 知

本部長は、現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知するとともに、被災現地の住民に対しては、報道機関又は広報車の利用等、適宜の方法により周知するものとする。

(4) 廃 止

本部長は、被災現地における災害応急対策が概ね完了したときは、現地対策本部を廃止する。

1 0 本部及び本部職員の標識等

(1) 本部の標識

災害対策本部を設置したときは、標示板（資料編【資料4】）を市役所庁舎正面玄関に掲示するものとする。

(2) 本部職員の腕章

災害対策に従事する本部職員は、腕章（資料編【資料5】）を着用するものとする。

(3) 本部自動車の標旗

災害対策に使用する本部の自動車には、標旗（資料編【資料6】）を掲げるものとする。

資料編〔防災組織〕	・災害対策本部掲示板（資料4）・腕章（資料5）・標旗（資料6）
〔条例・協定等〕	・芦別市災害対策本部条例（資料3 4）

第3節 本部の配備体制

1 配備体制

(1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとる。

ただし、本部が設置されない場合であっても、「非常配備の基準」により配備体制をとることがある。

(2) 各部長は、所掌事務に基づき部内の配備基準を定めて、これを班員に徹底しておく。

(3) 非常配備に関する基準は、次のとおりとする。

ア 非常配備の基準

種別	配備基準	配備体制
第1非常配備 (準備体制)	1 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 市内に震度4の地震が発生したとき。 3 その他本部長が特に必要と認めるとき。	災害情報の収集連絡のため、少数人員をもって当たるもので、状況により第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2非常配備 (警戒体制)	1 気象業務法に基づく気象に関する情報、警報又は特別警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 その他本部長が特に必要と認めるとき。	関係対策部の所要人員をもって当たるもので災害の発生とともにそのまま直ちに応急対策を開始できる体制とする。
第3非常配備 (出動体制)	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が配備を指令したとき又は予想されない重大な災害が発生したとき。 2 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他本部長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部の全員を持って当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができるよう待機又は出動して災害応急活動に従事する体制とする。
備考	災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。	

イ 配備要員

対策部	対策班	第1非常配備		第2非常配備		第3非常配備	
		担当班要員	協力要員	担当班要員	協力要員	担当班要員	協力要員
総務部	統括班	課長・係長	課長の指定する職員	課全員		課全員	
	総務班	課長・係長	課長の指定する職員	課全員		課全員	
	財政班			課長	課長の指定する職員	課全員	
	企画広報班	課長・係長	課長の指定する職員	課全員		課全員	
	情報管理班	課長・係長	課長の指定する職員	課全員		課全員	
	調査班	課長・係長	課長の指定する職員	課全員		課全員	
	会計班	課長		課長・係長		課全員	
市民福祉部	市民班	課長		課長・係長	課長の指定する職員	課全員	
	防疫班	課長		課長・係長	課長の指定する職員	課全員	
	保健班			課長・係長		課全員	
	福祉班	課長		課長・係長	課長の指定する職員	課全員	
	児童班	課長		課長・係長		課全員	
	保健施設班	課長		課長・係長	課長の指定する職員	課全員	
経済建設部	商工班	課長・係長		課長・係長	課長の指定する職員	課全員	
	農林班	課長・係長	課長の指定する職員	課全員		課全員	
	都市建設班	課長・係長	課長の指定する職員	課全員		課全員	
	上下水道班	課長・係長	課長の指定する職員	課全員		課全員	
医療部	医療班			事務課長	病院長の指定する職員	病院長の指定する職員	
	事務班						
消防部	消防班	滝川地区広域消防事務組合の計画による。					
文教部	文教班	課長		課長、係長	課長の指定する職員	事務局全員	
協力部	協力班			議会事務局長	議会事務局長の指定する職員	事務局全員	

2 本部各班の配備要員

(1) 動員（招集）の方法

- ア 総務部長は、本部長の非常配備決定に基づき各部・班長に対し、本部の設置及び非常配備の体制を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた各部・班長は、配備要員に対しその内容を通知するものとする。
- ウ 各部・班長から通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各部・班においては、あらかじめ部、班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- オ 勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につくものとする。
- カ 本部が設置されていない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

3 非常配備体制の活動要領

(1) 活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、その一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、本部の活動を終了し、廃止するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1 非常配備体制

(ア) 総務部統括班長は、道及び関係機関と連絡をとり、気象その他災害に関する情報の収集を図り総務部長に報告し、総務部長は本部長に報告、その指示により関係部長へ伝達を行うものとする。

(イ) 各部長は、伝達された情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時職員に対し必要な指示を行う。

(ウ) 指示を受けた職員は、応急措置等の対策に従事する。

イ 第2 非常配備体制

(ア) 本部長は、情報を聴取するため必要に応じ本部員会議を招集し、当該情勢に対応する措置を検討する。

(イ) 各部長は、迅速に市内地域及び所管業務関係の被害状況調査、情報収集、連絡活動に当たり、状況の把握に努めるとともに、関係機関との調整を図り、活動体制を強化する。

(ウ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

a 被害の現状について職員に周知し、応急措置及び対策に従事させる。

b 現況の災害対策用の装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて災害の発生している又は発生するおそれのある地域に配置する。

c 必要に応じ職員を招集し、応急措置等の対策に従事させる。

ウ 第3 非常配備体制

各部長は、災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況は随時総務部長を通じ本部長に報告する。

(3) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。

(4) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、市職員及び関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定めておくことが望ましい。

4 本部を設置しない場合の準用

市長は、本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節1から3までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

- (1) 風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。
- (2) 局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。
- (3) 本部の設置前又は本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。

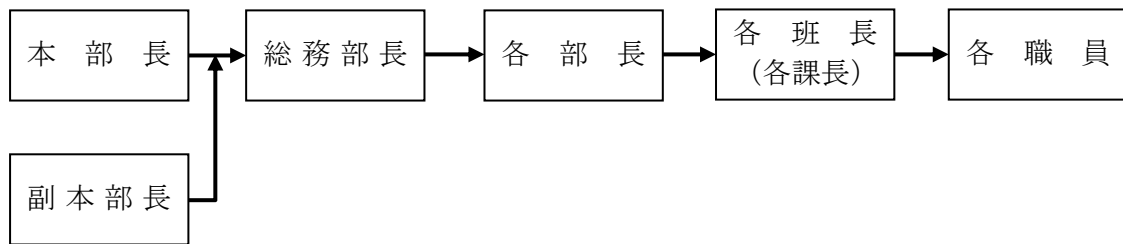
第4節 動員計画

災害対策本部設置時における市職員、消防職員及び消防団員の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 平常勤務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の決定に基づき総務部長が各部長に対し庁内放送、電話等で行う。

なお、各部長はあらかじめ各班内の伝達系統を定めておくものとする。



2 休日又は退庁後の伝達系統及び方法

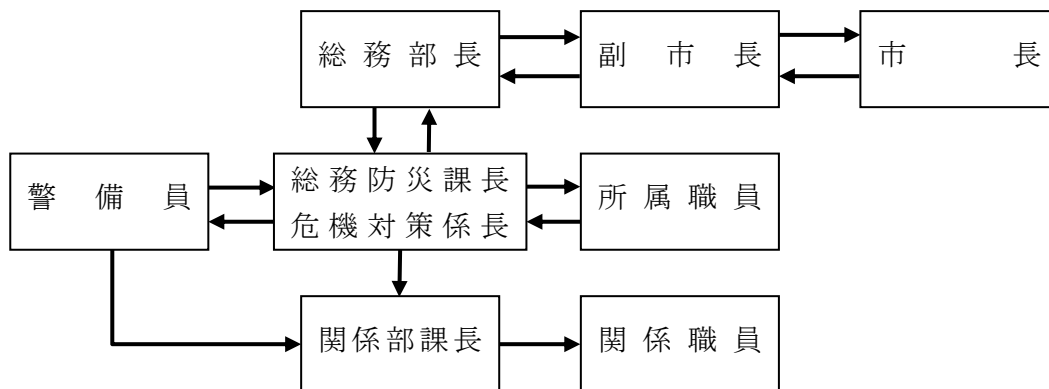
(1) 警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務防災課長及び危機対策係長に連絡して指示を受け、必要に応じて関係部課長及び関係職員に通知するものとする。

ア 災害発生のおそれのある気象情報等を関係機関から通知されたとき。

イ 自ら災害等発生的事実を察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

エ 災害発生のおそれのある異常気象の通報があったとき。



(2) 各部員への連絡

各部長は、所属の各部員の住所及び連絡方法等を把握しておき、直ちに動員できるよう措置しておくものとする。

3 職員の非常登庁

職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属に連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、電話、広報車等により周知し、職員がこの旨を知ったときは直ちに登庁するものとする。

4 連絡員の配置

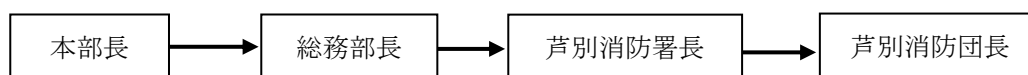
各班からの連絡員は、所属班と総務部との連絡や災害応急対策に関する情報資料の収集、整理等に努めるとともに、本部指示事項の伝達、その他連絡調整を行うものとする。

5 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各部が配備体制を整えたときは、各部長は直ちに総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

6 消防機関への伝達

災害対策本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、総務部長が次の伝達系統により行うものとする。



7 各部別の動員要請

(1) 災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各班の所属する班員を他の班に応援させるものとする。

(2) 災害の状況により応援を必要とする班は、総務部長に動員可能者数調書（資料編【様式1】）により報告、総務部長を通じて本部長に申出をし、必要数の応援を受ける。

資料編〔様式〕 ・動員可能者数調書（様式1）

第5節 住民組織

1 活動内容

災害応急対策を迅速的確に実施するため、特に必要と認めるときは、本部長は災害の規模に応じ、次の活動内容について住民組織あるいは地域住民の協力を得る。

- (1) 災害情報等の周知
- (2) 地域内の被害状況の把握及び情報連絡
- (3) 避難誘導及び救助
- (4) 被災者の安否確認
- (5) 指定避難所の運営管理
- (6) 炊出しによる給食
- (7) 食料、飲料水等物資の供給
- (8) 避難者の介護
- (9) 防災資器材の調達及び管理
- (10) 防疫、側溝等の清掃
- (11) その他、活動に必要な事項で本部長が協力を求めた事項

2 住民組織等の詳細は、資料編【資料2】による。

資料編〔防災組織〕 ・ 災害応急対策地区別協力団体（資料2）

第6節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象及び水象等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

ア 予報区と担当官署

市に該当する気象に係る予報区等は、次のとおりである。

区 分	内 容 等
府県予報区	石狩・空知・後志地方
区 域	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内
担当官署	札幌管区気象台
一次細分区域（※1）	空知地方
市町村等をまとめた地域（※2）	中空知
二次細分区域名（※3）	芦別市

（※1） 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。

（※2） 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

（※3） 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。海に面する区域にあつては沿岸の海域を含むものとする。

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(ア) 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 気象等に関する警報

種類	基準等
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 浸水害：表面雨量指数基準(※1) 12 土砂災害：土壌雨量指数基準(※2) 138
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間降雪の深さ 50cm
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速 18m/s
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 平均風速 16m/s 雪による視程障害を伴う。

(※1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

(※2) 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数

(ウ) 気象等に関する注意報

現象の種類	注意報の基準等
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である 表面雨量指数基準(※1) 7 土壌雨量指数基準(※2) 100
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間降雪の深さ 30cm
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速 12m/s
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 平均風速 10m/s 雪による視程障害を伴う
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視程 200m
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 最小湿度 30% 実効湿度 60%
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ① 24時間降雪の深さ 30cm以上 ② 積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温5℃以上
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。 70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 最低気温3℃以下
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 5月～10月：(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い

- (※1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数
- (※2) 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数
- (※3) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通過して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れる量を示す指標
- (※4) 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

(エ) 洪水警報及び注意報

種類	基準等
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当</p> <p>流域雨量指数基準(※1) パンケ幌内川流域=17.2 芦別川流域=37.8 複合基準(※2) パンケ幌内川流域=表面雨量指数：5 流域雨量指数：10.3 指定河川洪水予報による基準 空知川下流〔赤平〕</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>流域雨量指数基準(※1) パンケ幌内川流域=13.7 芦別川流域=30.2 複合基準(※2) パンケ幌内川 =表面雨量指数：5 流域雨量指数：9.3 指定河川洪水予報による基準 空知川下流〔赤平〕</p>

※土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

- (※1) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通過して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れる量を示す指標
- (※2) 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

イ 特別警報、警報、注意報の伝達系統

特別警報、警報、注意報は、次のように伝達系統により、電話、無線、ファクシミリ、登録制メール、SNSその他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達するものとする。

(ア) 特別警報、警報、注意報は、勤務時間中は総務部総務防災課危機対策係が、勤務時間外及び休日は警備員が受理する。

(イ) 勤務時間外及び休日の警備員が特別警報、警報等を受けたときは、予報(注意報を含む)、警報並びに情報受理票(別記様式(資料編【様式第2】))に記載するとともに、次に掲げる警報等について、総務部総務防災課長に連絡するものとする。

受理した情報受理票(別記様式(資料編【様式第2】))は、收受物件引継ぎの際、総務部総務防災課長に提出するものとする。

- a 気象警報～暴風、暴風雪、大雨、大雪(特別警報を含む)
- b 各種警報～洪水

(ウ) 総務部総務防災課長は、特別警報、警報を受理した場合は、速やかに市長、副市長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

ウ 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒 レ ベ ル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒 レ ベ ル 相 当 情 報	住民が自ら行動をとる際の判断に 参考となる防災気象情報		
					洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
					水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 (必ず発令される ものではない。)	5 相 当	氾濫発生情報 〔危険度分布：黒〕 (氾濫している可能 性)	大雨特別警報 (浸水害) 危険度分布：黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (災害切迫)
＜警戒レベル4までに必ず避難＞							
4	災害の おそれ 高い	危険場所から 全員避難	避難指示	4 相 当	氾濫危険情報 〔危険度分布：紫〕 (氾濫危険水位超過 相当)	危険度分布：紫 (危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)
3	災害の おそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	3 相 当	氾濫警戒情報 〔危険度分布：赤〕 (避難判断水位超過 相当)	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)
2	気象 状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	大雨、洪水注意報	2 相 当	氾濫注意情報 〔危険度分布：黄〕 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象 情報悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1 相 当			

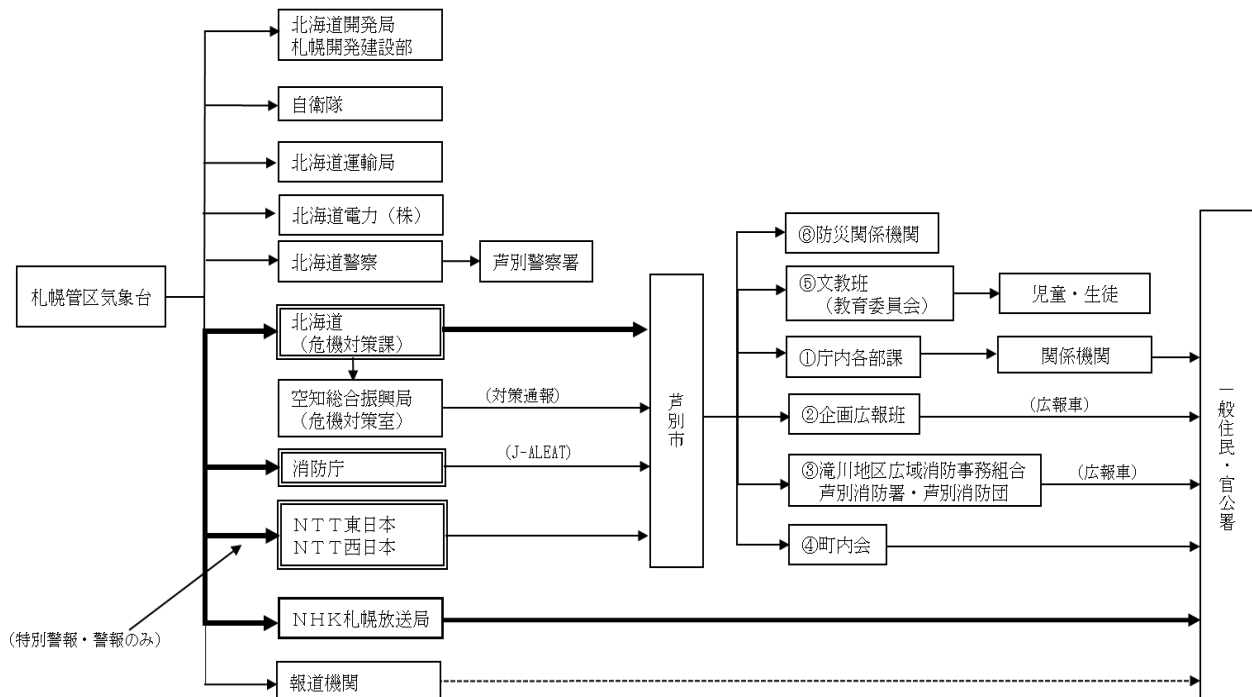
※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

エ 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた市町村は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

※周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等



- ※凡例
- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 - (太線) は、特別警報が発表された際の、気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 - (点線) は、放送・無線

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域の降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(3) 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

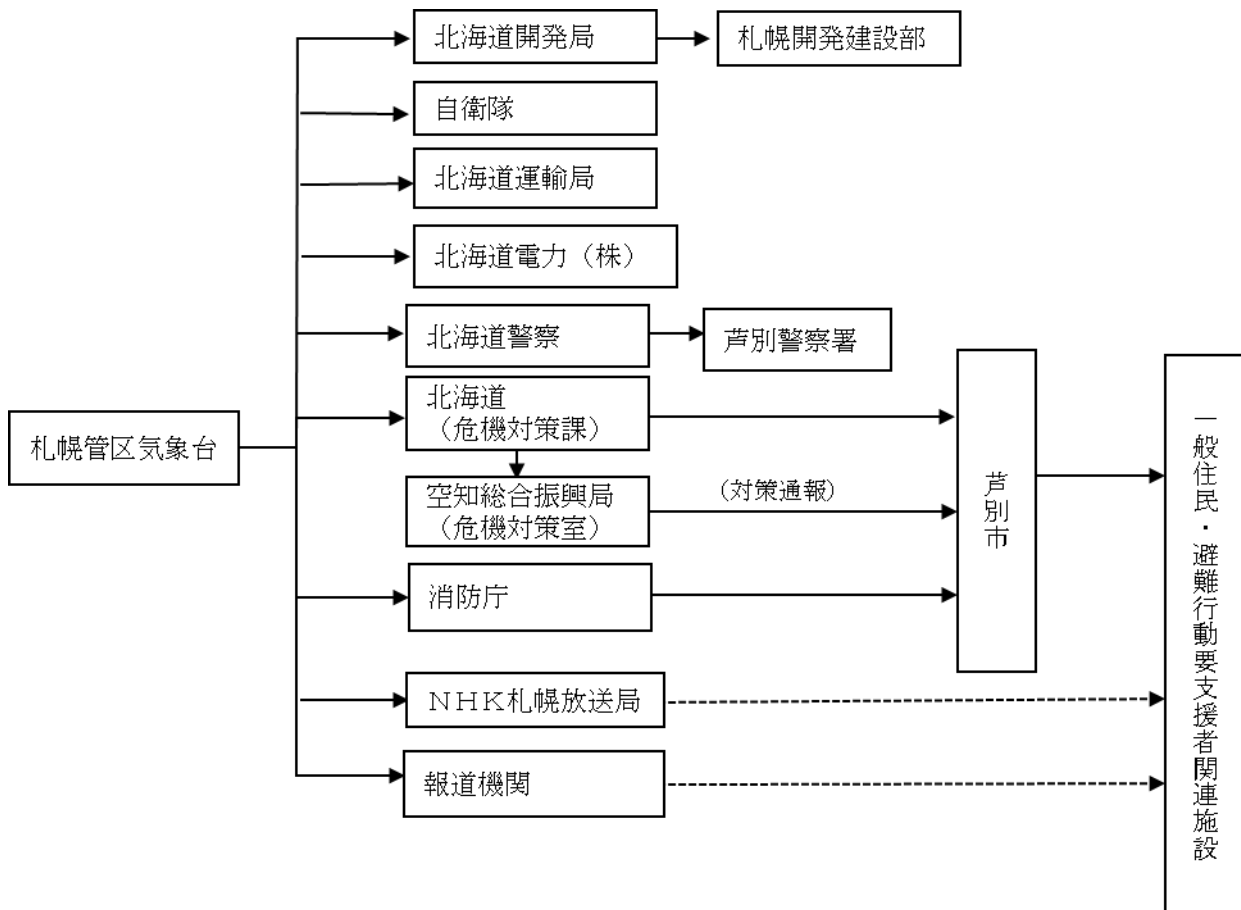
その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

ア 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 伝達

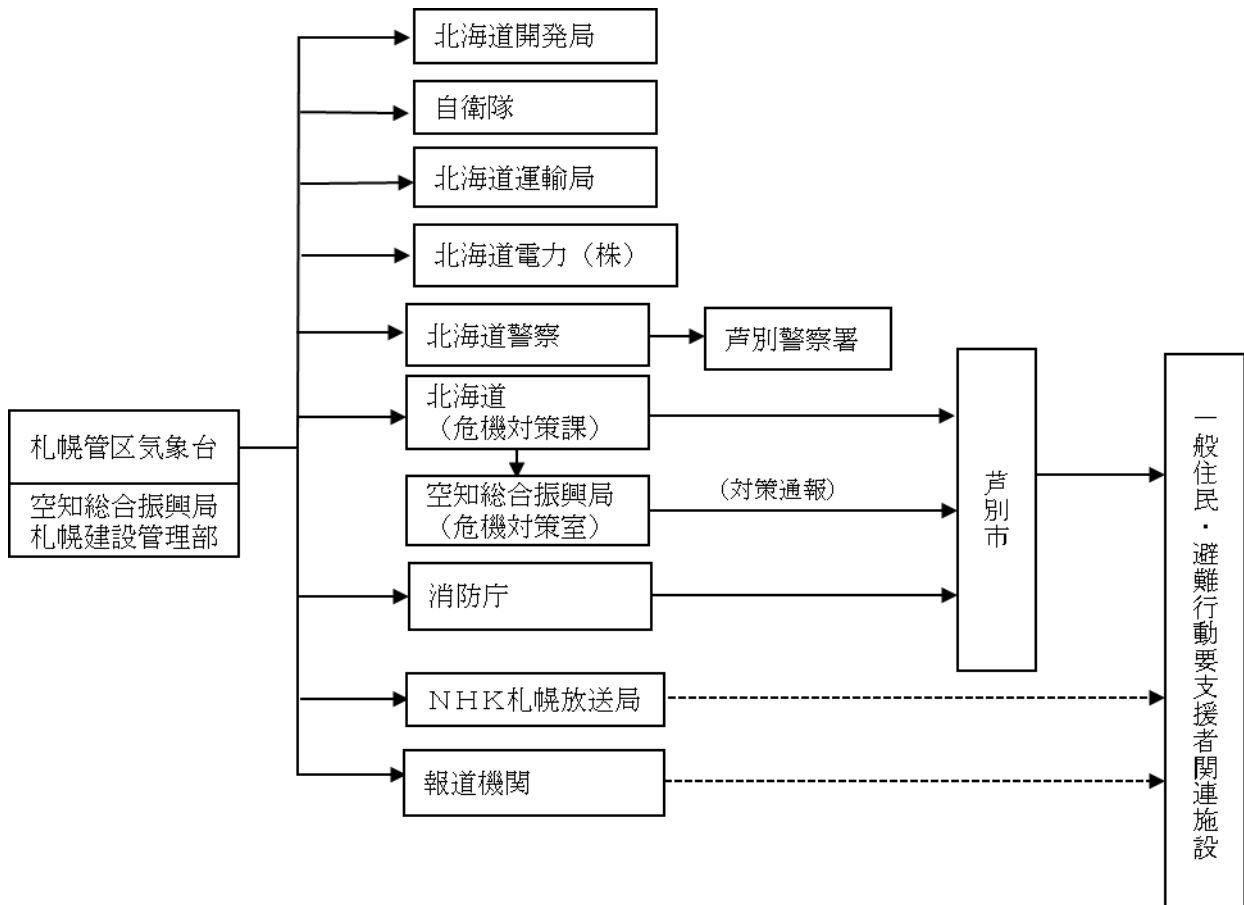
水防活動用気象等警報・注意報



(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な地域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当伝達は次の系統により行う。



(5) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

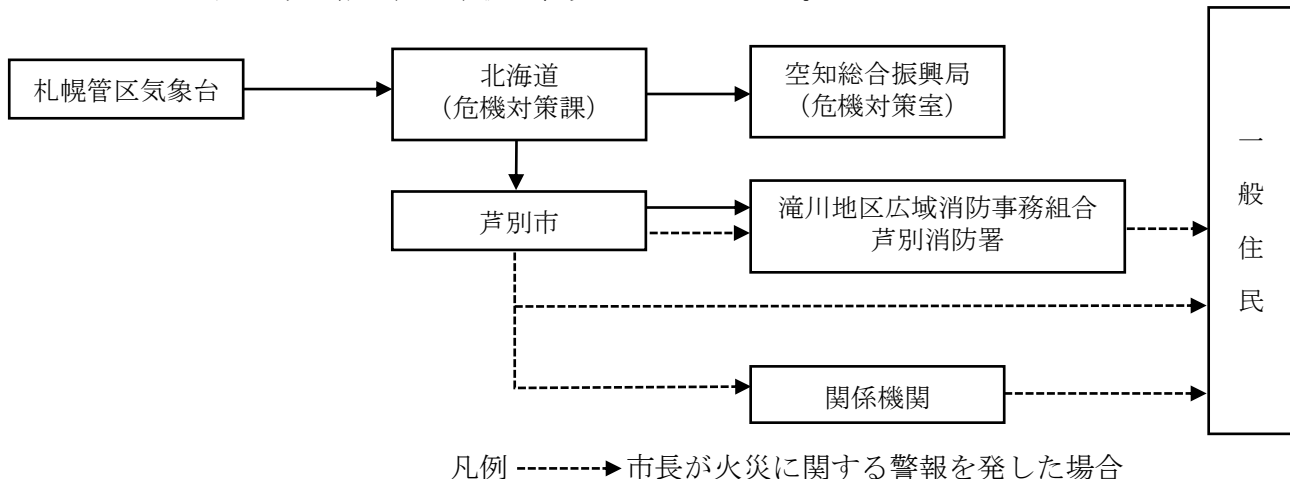
府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から道に通報する。

通報を受けた道は、市に通報するものとし、市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

ア 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



イ 通報基準

火災気象通報基準は、実効湿度60%以下で最小湿度30%以下、若しくは平均風速が12m/s以上と予想される場合。

また、平均風速は陸上を対象とした予想である。平均風速が基準以上であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(6) 気象情報等

ア 早期注意情報

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(空知地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、市民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル〔危険度分布〕で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報（基本法第54条第4項）

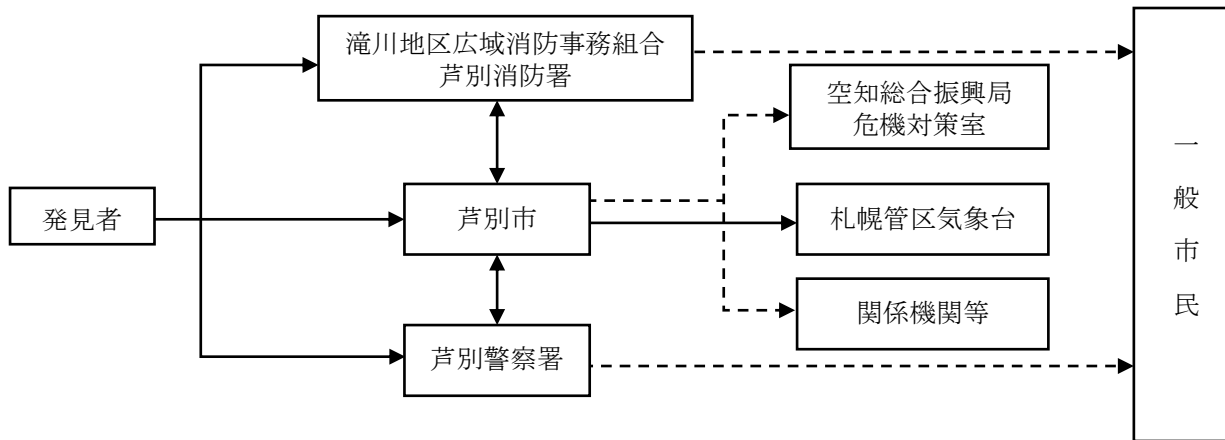
異常現象に関する通報を受けた市長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地域
札幌管区気象台 札幌市中央区北2条西18丁目2	札幌（011）611-0170（天気相談所） 661-6125（地震火山）	石狩振興局 空知総合振興局 後志総合振興局地域管内

(4) 勤務時間外及び休日の警備員の報告

勤務時間外及び休日の警備員が地域住民からの災害情報及び被害情報を受理した際は、総務防災課（不在時は、危機対策係担当者）に報告し、その指示により事務処理にあたる。

図表 異常現象発見通報系統図



4 地区別情報連絡責任者

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときの情報収集の万全を期するため、各地区別に情報連絡責任者を置く。

地区情報連絡責任者は、各町内会長をもって充てる。

地区情報連絡責任者は、地域内の住民、自主防災組織と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに市役所その他の関係機関に通報するものとする。

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし災害対策検証を踏まえ、必要に応じ同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、市は、市の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、市、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び市民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 市

- ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行うものとする。
- ウ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。
- エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。□

2 市職員に対する防災教育

災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また、職員自らが被災者になる可能性があるなど、不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初動段階では参集職員も限定され、限られた職員で対応せざるを得ない状況も予想される。

市職員は、このような状況下においても、災害応急活動の実効上の主体であり、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことが求められるため、防災教育の徹底を図るものとする。

- (1) 芦別市地域防災計画の理解
- (2) 課係ごとの連絡体制の確立及び行動マニュアルの作成
- (3) 他の自治体及び防災関係機関等が実施する防災訓練への参加
- (4) 過去の災害現場の視察
- (5) その他必要な事項

3 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、一般市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

4 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

5 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 市地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア)（家庭内、組織内の）連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

7 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 救難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) その他災害に関する訓練

3 市及び防災会議が実施する訓練

市及び防災会議は、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は、次のとおりである。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
水防訓練	水害発生 多発時期前	水害危険地区	図上又は実施訓練 水防工法、水位雨量観測、一般住民の 動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝 達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。	芦別市 滝川地区広域 消防事務組合 芦別消防署
土砂災害 に係る 避難訓練	適 時	土砂災害 警戒区域等	図上又は実施訓練 土砂災害警戒情報の発表に伴う、避難 指示等の情報伝達、避難所及び避難経路 の確認等、適切な避難を行うための訓練 を実施する。	芦別市
消防訓練	火災発生 多発時期前	火災危険 地 区	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救出 救助、消火の指揮系統の確立、広報、情 報連絡等を含む訓練を実施する。	芦別市 滝川地区広域 消防事務組合 芦別消防署
避難救助 訓 練	適 時	適当な地区	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練に合わせて避 難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難 所の防疫、給水給食等を含む訓練を実施 する。	芦別市 滝川地区広域 消防事務組合 芦別消防署
災害通信 連絡訓練	適 時	適当な地区	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わ せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	芦別市 滝川地区広域 消防事務組合 芦別消防署
非常招集 訓 練	適 時	適当な地区	図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の 招集訓練を実施する。	芦別市 滝川地区広域 消防事務組合 芦別消防署
総合訓練	適 時	適当な地区	各関係機関、自主防災組織、ボラン ティア及び避難行動要支援者を含めた市 民等と連携して、想定被害のもとに、情 報の収集と伝達、水防、消火、避難誘導、 救助等の訓練を総合的に実施する。	芦別市 防災会議
その他 災害に関 する訓練	適 時	適当な地区	その他の災害に関する訓練を実施す る。(他の関係機関で実施する訓練につ いて協力)	芦別市 防災会議

4 相互応援協定に基づく訓練

市は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

5 民間団体等との連携

市は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 災害危険区域

1 災害危険区域

本市において、災害の発生が予想される災害危険区域等は、下表のとおりとする。

図表 災害危険区域の概要及び指定箇所数

区 分	概 要		指定箇所数		指定場所	
1	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署・学校・病院、社会福祉施設等のある場合を含む）に被害が生じるおそれのある溪流	89箇所		資料編 【資料13】	
2	急傾斜地崩壊危険区域	傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域に人家が1戸以上（人家がなくても官公署・学校・病院、社会福祉施設等のある場合を含む）ある箇所	64箇所		資料編 【資料14】	
3	地すべり危険区域	地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれがある箇所	16箇所		資料編 【資料15】	
4	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、北海道から指定を受けている危険箇所 【土砂災害の発生原因の自然現象の種類】 ・土石流 ・急傾斜地の崩壊 ・地すべり	警戒区域 169箇所		資料編 【資料16-1】	
			特別警戒区域 120箇所			
5	山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある畜	3箇所	24箇所	資料編 【資料16-2】
		地すべり危険地区	地すべりが発生するおそれがある区域のうち、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地区	4箇所		
		崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地区	17箇所		
6	洪水浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域		1河川	芦別市 水防計画	
7		豪雨等により氾濫のおそれがある河川（北海道管理河川）		10河川	資料編 【資料16-3】	

地区名	指定箇所数				洪水浸水想定区域（最大）	
	土石流	急傾斜地崩壊	地すべり	計	国管理河川	道管理河川
本町	9	4	2	15	【空知川】 常磐町 福住町	【パンケ幌内川】 新城町、黄金町、常磐町 【高根川】 高根町 【辺溪川・中の沢川・盤の沢川】 旭町油谷、旭町 【野花南川】 野花南町 【矢野沢川】 野花南町 【奈江川】 幌内地区 【芦別川】 上芦別、西芦別、頼城、川岸地区、青木沢地区 【パンケキュブシュナイ川】 福住町
高根町	2	0	1	3		
旭町	10	8	3	21		
旭町油谷	1	1	0	2		
常磐町	7	2	2	11		
福住町	2	0	0	2		
黄金町	11	2	5	18		
豊岡町	3	0	1	4		
新城町	1	0	1	2		
上芦別町	3	20	1	24		
野花南町	4	2	0	6		
泉	1	0	0	1		
西芦別町	7	8	0	15		
東頼城町	5	6	0	11		
中の丘町	0	1	0	1		
緑泉町	5	4	0	9		
頼城町	11	5	0	16		
川岸地区	5	1	0	6		
青木沢地区	2	0	0	2		
計	89	64	16	169	1	10

2 危険物、爆発物、工場等災害予想区域

市内における大規模な危険物製造所等は、資料編【資料10】のとおりである。

図表 指定製造所等内訳（箇所数）

地区名	指定製造所等内訳				
	給油取扱所	自家用給油取扱所	一般取扱所	屋外タンク貯蔵所	計
本町	6	2	4	1	13
上芦別町	2	5	3	6	16
計	8	7	7	7	29

3 火災警戒区域

「第4章第10節消防計画」に定めるところによる。

資料編〔災害危険箇所〕	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流危険渓流等（資料13） ・急傾斜地崩壊危険区域（資料14） ・地すべり危険区域（資料15） ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図（資料16-1） ・山地災害危険地区（資料16-2） ・水防区域（資料16-3） ・防火対象（資料10）
-------------	--

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 食料その他物資の確保

- (1) 市町村は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

〔備蓄品の一例〕

食料：米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水：ペットボトル水

生活必需品：毛布、哺乳瓶、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品：マスク、消毒液

燃料：ガソリン、灯油

その他：トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう

- (2) 市は、あらかじめ民間事業者等と災害協定（資料編【資料39】）を締結するなど、自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。

なお、本市の物資備蓄状況は、資料編【資料19】のとおりである。

- (3) 市は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。特に停電時における発電機の整備を重視し72時間の電源確保に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

市は、災害時に孤立するおそれのある地域に対し、円滑かつ迅速な物資等を供給するため、防災資機材備蓄倉庫の整備に努める。

資料編〔物資・資機材〕	・災害用備蓄物資等一覧（資料19）
〔条例・協定等〕	・災害協定締結一覧（資料39）

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、市は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ市地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 市

- ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ、市、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 市、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(5) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市地域防災計画に明記し、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。」

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する必要がある。

(1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

(2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。□

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会・自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(3) 救護活動

市内における高齢化の進展状況をみると、大規模災害時における高齢者の保護、安全確保については、市と町内会、自主防災組織等が協力して、次のような活動を実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配等の応急的対応

ウ 避難誘導援護

5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置もしくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、市は、「北海道地域防災マスター」等の防災リーダーとなる人材の養成に努める。また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

避難所等の定義

種 別		定 義
避難場所	広域避難場所	地震や大規模災害による火災の延焼拡大などにより、地域全体が危険になったときに避難する場所
	指定緊急避難場所	居住者等が災害から身を守るために緊急的に避難する施設・場所として、あらかじめ指定した施設・場所 「指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月）」
避難所	指定避難所	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設として、あらかじめ指定した施設 「指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月）」
	指定福祉避難所	災害発生時に、指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を必要とするものを滞在させるための施設 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月）」

1 避難誘導體制の構築

(1) 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難。受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (7) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- (8) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

異常現象の種類による基準

基準		異常な現象	崖崩れ 土石流 地滑り	大規模 な火事	洪水	内水氾濫 (※1)	地震
管理の基準			居住者等に開放され、居住者等受入用部分(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの ※ 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。				
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B) いずれかに該当	構造(A) (施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと。) ≪例≫ 洪水はa1、a2を満たす		想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある。(a 2)	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a 1)	施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの(a 3)		
	立地(B)		安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある。		当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない。		

(※1) 一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

(※2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

(2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(4) 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

(5) 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 指定避難所の確保等

(1) 市は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 市は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉施設、障がい者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - エ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - オ 市は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (6) 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。
- (7) 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事はその旨を内閣総理大臣に報告する。

4 市における避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市の避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者等の要配慮者の避難誘導體制については、「第4章 第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」の定めるところによる。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法（「芦別市職員災害時初動マニュアル」）

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- (ア) 市防災行政無線等による周知
- (イ) 緊急速報メールによる周知
- (ウ) 登録制メール（あしべつ防災メール39）、SNS等による周知
- (エ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (オ) 避難誘導者による現地広報
- (カ) 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5 避難誘導體制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

避難及び避難誘導にあたっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるが、要配慮者には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努めるものとする。

そのため、職員は、「第4章 第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、「第5章 第4節 避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導體制の整備にあたって、次のとおり実施することとする。

(1) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合、市は主に市民福祉部福祉班の統括のもと、消防団や自主防災組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。

特に要配慮者、危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。

イ 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定することとする。

特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所等が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始することとする。

ウ 避難実施にあたっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の避難所等までの距離が離れていたり、要配慮者の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じることとする。

(2) 自主避難体制の整備

市は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

(3) 避難情報の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 電話等を利用して伝達する。

イ 最寄りの避難場所を情報拠点とし、住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン、消防信号をもって伝達する。

エ 広報車における呼びかけにより伝達する。

オ 緊急速報メール、登録制メール（あしべつ防災メール39）、SNS等により伝達する。

(4) 指定緊急避難場所、指定避難所の整備

市は、指定した避難所等について、必要な設備、資機材等を配置し、避難所等としての機能の整備に努めるものとする。

また、市が新たに施設、公園等の整備をするにあたっては、災害時における避難所等としての機能についても十分に考慮するものとし、避難対策を促進するものとする。

6 防災上重要な施設の管理等

(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

市、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

資料編〔避難所等〕 ・ 避難所等（資料21）

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者に関する具体的な事項については、別に定める「芦別市避難行動要支援者避難行動要支援プラン」によるものとする。

(1) 市の対策

市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画の情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

ア 地域防災計画の策定

市は、名簿情報及び個別避難計画の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、市地域防災計画に定める。

イ 要配慮者の把握

市は、要配慮者について、市の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

(ア) 実施責任者及び措置内容

市長は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

- (イ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - a 個人情報
 - (a) 氏名
 - (b) 生年月日
 - (c) 性別
 - (d) 住所又は住居
 - (f) 電話番号その他連絡先
 - (g) 避難支援等を必要とする事由
 - (i) 町内会
 - (j) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項
 - b 入手方法
 - 市長は、市関係部署が保有する要介護認定者、障がい者等の情報及び必要に応じ、道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成する。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - 生活基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方。
 - a 75歳以上の方
 - b 緊急通報装置を設置している方
 - c 要介護2～5の認定を受けている方
 - d 要支援1～2又は、要介護1で認知症高齢者の日常自立度ランクⅢ～M判定を受けている方
 - e 要支援1～2又は、要介護1で障がい高齢者の日常自立度ランクA～C判定を受けている方
 - f 下記の身体障がい者手帳を所持する方
 - (a) 体幹 1～3級
 - (b) 上肢 1、2級
 - (c) 下肢 1～3級
 - (d) 視覚 1、2級
 - (e) 聴覚 2、3級
 - (f) 内部 1～3級
 - (g) 音声・言語・咀嚼3級
 - g 療育手帳AもしくはBを所持する方
 - h 精神障がい者保健福祉手帳1級若しくは2級を所持する方
 - i 特定疾患、人工透析、酸素療法等の医療依存度が高い方
 - j 障がい児、特別障がい児の認定を受けている方
 - k 乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方
 - l その他支援の必要な方

(エ) 避難行動要支援者の更新に関する事項

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年1回以上の更新を行う。

(オ) 避難行動要支援者名簿情報保護

市長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報が含まれることから、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(ア) 名簿情報の提供

市は、条例による特別の定めがある場合又は平時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。

(イ) 避難支援等関係者

- a 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署及び消防団
- b 芦別警察署
- c 芦別市民生委員児童委員
- d 芦別市社会福祉協議会
- e 各単位町内会及び自主防災組織
- f その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認めるもの

オ 個別避難計画の策定

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実行性を高めるため避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし条例に特別の定めがある場合を除き、避難者行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られていない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難

訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

キ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え災害時には、事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ケ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

コ 福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障がい者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部の避難スペースを活用し一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配力努めるものとする。

サ 避難行動支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための情報伝達

避難行動要支援者への避難指示等の基準・伝達方法については、原則「第5章 第4節避難対策計画」の定めるところによるものとする。

ただし、必要な情報の表現・伝達方法に留意しながら、各避難行動要支援者に対し一人一人的確に伝わるように配慮しなければならない。

シ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援活動をする際には、支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、事前に避難支援等関係者・市関係者・避難行動要支援者間で、地域の実情や災害の状況に応じた調整を図るなど安全確保に十分に配慮しなければならない。

(2) 避難体制の確立

市は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、避難支援等関係者等具体的な支援者を定めるものとする。

また、市は、避難所や、避難路の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合せ、その利便性や安全性を十分配慮するものとする。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めなければならない。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保するものとする。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努めなければならない。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施しなければならない。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施しなければならない。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

3 支援活動

市は、避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な支援活動を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者の発見

市は、災害発生後、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、居宅に取り残された者の早期発見に努めるものとする。

(2) 避難所等への移送

市は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずるものとする。

ア 避難所等への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

市は、災害に伴い、応急仮設住宅を設置したときは、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

市は、被災した避難行動要支援者が在宅での生活が可能であると判断したときは、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行うものとする。

4 外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め市防災会議会長に報告するものとする。
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画に資料として掲載するよう努める。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 市及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等がなど、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、市、消防本部、道、国等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。

また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

- (6) 市は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 建築物防災の現状

本市においては、市街地に人口が集中しているため、災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、本市においては、準防火地域が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

(1) 市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

(2) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるものとする。また、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第11節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

1 消防体制の整備

市は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進する等、消防の対応力強化に努めるものとする。

2 消防力の整備

市及び滝川地区広域消防事務組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模災害及び特殊災害に対応するための、高度な技術、資機材を有する救助隊の整備の推進先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

3 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第8節 広域応援、受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

なお、市内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町から応援を必要とするときは、「北海道広域消防相互応援協定」により出動を要請する。

4 滝川地区広域消防事務組合消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「滝川地区広域消防事務組合消防計画」による。

資料編〔消防〕

- ・消防協力団体一覧（資料7）
- ・消防車及び小型動力ポンプ現勢一覧（資料8）
- ・救助用資機材及び山火事用資機材（資料9）
- ・防火対象（資料10）
- ・北海道広域消防相互応援協定（資料35）

〔条例・協定等〕

第 1 2 節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）に基づき別に定める「芦別市水防計画」によるものとする。

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

市等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。
- (2) 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
- (3) 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
 - ア 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - イ 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
 - ウ 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - エ 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- (4) 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

(1) 屋内にいる場合

- ア 窓を開けない
- イ 窓から離れる
- ウ カーテンを引く
- エ 雨戸・シャッターをしめる
- オ 地下室や建物の最下階に移動する
- カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
- キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる
- ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

(2) 屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する
- エ 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る
- オ 飛来物に注意する

3 分野別対応策の検討

(1) 農作物・農地関係

特殊な気象条件下において、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。

これらが、発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 風速50m/s以上に耐える耐候性ハウスの設置

ウ 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

エ 農作物等に対する被害への対応の検討

(2) 住宅分野

被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第14節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪、雪崩等の災害に対処するため、迅速かつ的確な除雪を実施し、交通の確保を図る等必要な事項は、この計画の定めるところによるほか、「北海道雪害対策実施要綱」による。

1 市の体制

市は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (6) 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

ア 食料、燃料等の供給対策

イ 医療助産対策

ウ 応急教育対策

- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

2 除雪路線分担

除雪路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

各路線の除雪にあたっては、連絡、情報等の交換を密にして、相互協力のもとに実施するものとする。

- (1) 国道の路線は、北海道開発局が実施する。
- (2) 道道の路線は、道が実施する。
- (3) 市道の路線については、市が実施する。

その内容は、特に交通確保を必要とする主要路線について実施するものとし、市道認定外路線についても交通量の重要度を勘案して実施する。また、豪雪時に対処するため、あらかじめ民間機械の導入等も考慮して実施する。

市道の除雪路線は、経済建設部都市建設班（経済建設部都市建設課）における計画路線とするが、その指定基準はおおむね次のとおりとする（除雪車の運行上安全な線形及び幅員を有するものに限る。）。

ア 学校、病院等公共施設に通ずる路線

イ バス路線及び停車場に通ずる路線

ウ 国道及び道道から主な集落に通ずる路線並びに主な集落を連絡する路線

エ 市街地連担区域内街路及び住宅用地に通ずる路線

オ 酪農地帯の集乳運搬路線

3 除雪作業の基準

除雪基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で、冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて下記のとおりである。

なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。 状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 市

市が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は、下記のとおりである

種 類	除 雪 目 標
幹線道路	車道幅員の80%を確保し、路面の圧雪厚は15cm以内、わだちの発生は5cm以内とする。歩道幅員は1.2m以上を確保し、路面は常時圧雪とする。
生活道路	車が交差可能な幅員を確保することを原則とし、路面の圧雪厚は30cm以内わだちの発生は10cm以内とする。歩道の除雪は、原則行わない。

4 各所管別除雪計画路線

市内の各所管別除雪計画路線は、資料編【資料17】のとおりである。

5 積雪時における消防対策

(1) 消防水利施設の保全

ア 消防部(消防署)は、常時消防水利が使用できるよう定期的に巡視して除雪を行うものとし、必要に応じ経済建設部都市建設班は、除排雪に協力するものとする。

イ 何人も消防水利施設の使用に支障をきたすようなことをしてはならない。もし消防水利施設の使用に支障があることを発見したときは、直ちに消防署に通報し、又は除去に協力しなければならないものとする。

6 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく、交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な事態が発生し、市の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、市長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

7 除雪要領

本市の除雪は、経済建設部都市建設班が消防部と緊密な連絡をとり、次の要領で実施するものとする。

(1) 除雪路線は、前記1の除雪路線区分によるものとし、その路線名は前記3の各所管別除雪計画路線のとおりとする。

(2) 除雪による車道の除雪作業の出動基準は、次のとおりとする。ただし、気象情報による今後の降雪量や、吹きだまりによる交通障害の発生の可能性等を考慮しながら、総合的に判断し出動するものとする。

この場合において、除雪作業の方法は「新雪除雪」「拡幅除雪」「段切り除雪」「運搬排雪」等によるものとし、路面の状況に応じて必要な方法をとるものとする。

日中除雪	20cm以上
早朝（深夜）除雪	10cm以上

(3) 降雪による歩道の除雪作業の出動基準は、降雪量は10～15センチ程度に達し、歩行者の歩行が困難となった場合、又はそのおそれのある場合に出勤するものとする。

(4) 異常な降雪により、大量の除雪が必要な場合は、昼夜を問わず路線の確保を図るものとする。

(5) 経済建設部都市建設班は、雪害に関係ある特別警報・警報・注意報並びに情報に注意し、万全を期すものとする。

8 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず、道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

9 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

10 通信の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、雪害による電気通信に支障をきたさないよう必要な措置を講ずるものとする。

1.1 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンターは、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障をきたさないよう努めるものとする。

1.2 警戒体制

各防災関係機関は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報及び情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれに定める警戒体制に移行するものとする。

- (1) 市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めるときは、本部を設置する。
 - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。
 - イ 雪害による孤立集落の発生又は交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を必要とするとき。
- (2) 雪害による孤立車両が発生したときは、機械力で救出するものとするが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容するものとする。

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 各所管別除雪計画路線（資料17）

第15節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、この計画の定めるところによるほか、「北海道融雪災害対策実施要綱」による。

1 市の体制

市は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

2 予防対策

(1) 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期において札幌管区気象台等の情報により、地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

(2) 融雪出水対策

ア 災害危険区域等の警戒

市は「第4章 第3節 災害危険区域等」に定める区域、及び他地区の融雪による危険を事前に察知し、災害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (ア) 市及び消防機関は、地区住民等の協力を得て予想される危険区域の巡視警戒を行うものとする。
- (イ) 市及び河川管理者は、警察その他の防災関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業、避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (ウ) 融雪出水による被害が予想される地域において、避難経路及び避難場所を住民に十分周知徹底するとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

イ 水防上重要な施設の整備点検

- (ア) 市及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

(イ) ダム、貯水池等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、不測の事態に備え非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

(ウ) 次に掲げる水防上重要ダム管理者及び土地改良区の管理者は、融雪出水前には、その水路等の整備・点検を行い、出水等による被害を防御する。

図表 水防上重要ダム管理者（令和3年4月現在）

河川名	名称	所在地	管理者
空知川	北電野花南ダム	上芦別町365	北電旭川水力センター 芦別土木課 (電話 0124-22-3211)
空知川	北電芦別ダム	常磐町494	北電旭川水力センター 芦別土木課 (電話 0124-22-3211)
芦別川	奥芦別ダム	(奥) 芦別	札幌開発建設部 岩見沢河川事務所 桂沢ダム管理支所 (電話 01267-6-8272)
野花南川	野花南ダム	野花南町丸山	芦別市土地改良区 (野花南ダム管理所) (電話 0124-27-3622)
空知川	滝里ダム	滝里町683	札幌開発建設部 空知川河川事務所 滝里ダム管理支所 (電話 0124-24-4111)

(3) なだれ等対策

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(4) 交通の確保

市及び道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

(5) 広報活動

市及び防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

3 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 現況

- (1) 本市における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数については、次のとおりである。

(令和3年3月19日指定)

自然現象の種類	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	64	64	64
土石流	89	89	56
地すべり	16	16	0
合計	169	169	120

※指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

(北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (HP版)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> (スマートフォン版)

- (2) 本市における、山地災害危険地区は、次のとおりである。

区分	箇所数
山地災害危険地区	24

※位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

(北海道(民有林)の山地災害危険地区)

<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>

(北海道(国有林)の山地災害危険地区)

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html>

2 予防対策

市は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。□

- (1) 市地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 市地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(4) 警戒区域等は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路、その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(5) 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とするものとする。

3 形態別予防計画

(1) 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

ア 住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、市地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

イ 危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

(2) 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

(ア) 住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、市地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(イ) 危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。

イ 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、市地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(3) 土石流予防計画

ア 住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、市地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

イ 危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

資料編〔災害危険箇所〕	<ul style="list-style-type: none">・土石流危険渓流(資料13)・急傾斜地崩壊危険箇所(資料14)・地すべり危険区域(資料15)・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図(資料16-1)・山地災害危険地区(資料16-2)
-------------	---

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市は、道及び防災関係機関とともに積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱（第4章第13節雪害予防計画）」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

(1) 市

市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

ア 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。

イ 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

(2) 北海道

ア 災害の発生により応急対策を実施する場合は、市と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

イ 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(3) 芦別警察署

ア 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

イ 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、市、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

ウ 雪上交通手段の確保

市及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(2) 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、市及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

市、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

市、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考えとして、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(3) 指定避難所の運営

市は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

市及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などで多数のスキー客の被災が懸念されるため、スキー場管理者は救出・避難誘導計画等をあらかじめ定めておくこととする。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害協定締結一覧（資料39）

第18節 複合災害に関する計画

市、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- (3) 市及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

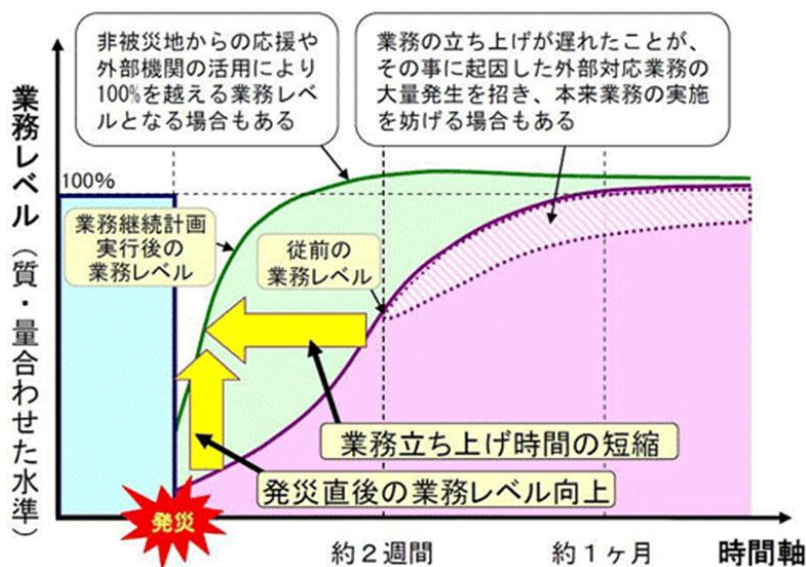
第19節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

〔業務継続計画の作成による業務改善のイメージ〕



2 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

(1) 市の災害情報等収集及び連絡

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

イ 市長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

(2) 災害等の内容及び通報の時期

市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

また、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

ア 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（総務部危機対策局危機対策課）に通報する。

- (ア) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (イ) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- (ウ) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (エ) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 被害状況報告

ア 各部長は、所管の係る災害情報を受理したときは、災害情報報告票（資料編【様式3-1】）により、直ちに災害対策本部（総務部）に報告しなければならない。

イ 災害が発生した場合、市長は、「災害情報」（様式4）に基づき知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

ただし、市は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

災害情報等報告取扱要領

<p>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。</p> <p>1 報告の対象</p> <p>災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。 (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。 (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。 (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で芦別市が軽微であっても空知総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。 (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。 (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。 (7) その他特に指示があった災害。 <p>2 報告の種類及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報 <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（資料編【様式4】）により速やかに報告すること。</p> <p>この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。</p>
--

(2) 被害状況報告
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。
ア 速報
被害発生後、直ちに被害状況報告（資料編【様式5】）により件数のみ報告すること。
イ 中間報告
被害状況が判明次第、被害状況報告（資料編【様式5】）により報告すること。 なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。 ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。
ウ 最終報告
応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（資料編【様式5】）により報告すること。
(3) その他の報告
災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。
3 報告の方法
(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
4 被害状況判定基準
被害状況の判定基準は、資料編【資料29】のとおりとする。

参考：北海道地域防災計画（資料編）

(4) 情報の分析整理

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○火災・災害時速報に関する情報の送付・連絡先

時間帯		平日（09：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49012
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

「*」各団体の交換機の特番（ただし、市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。）

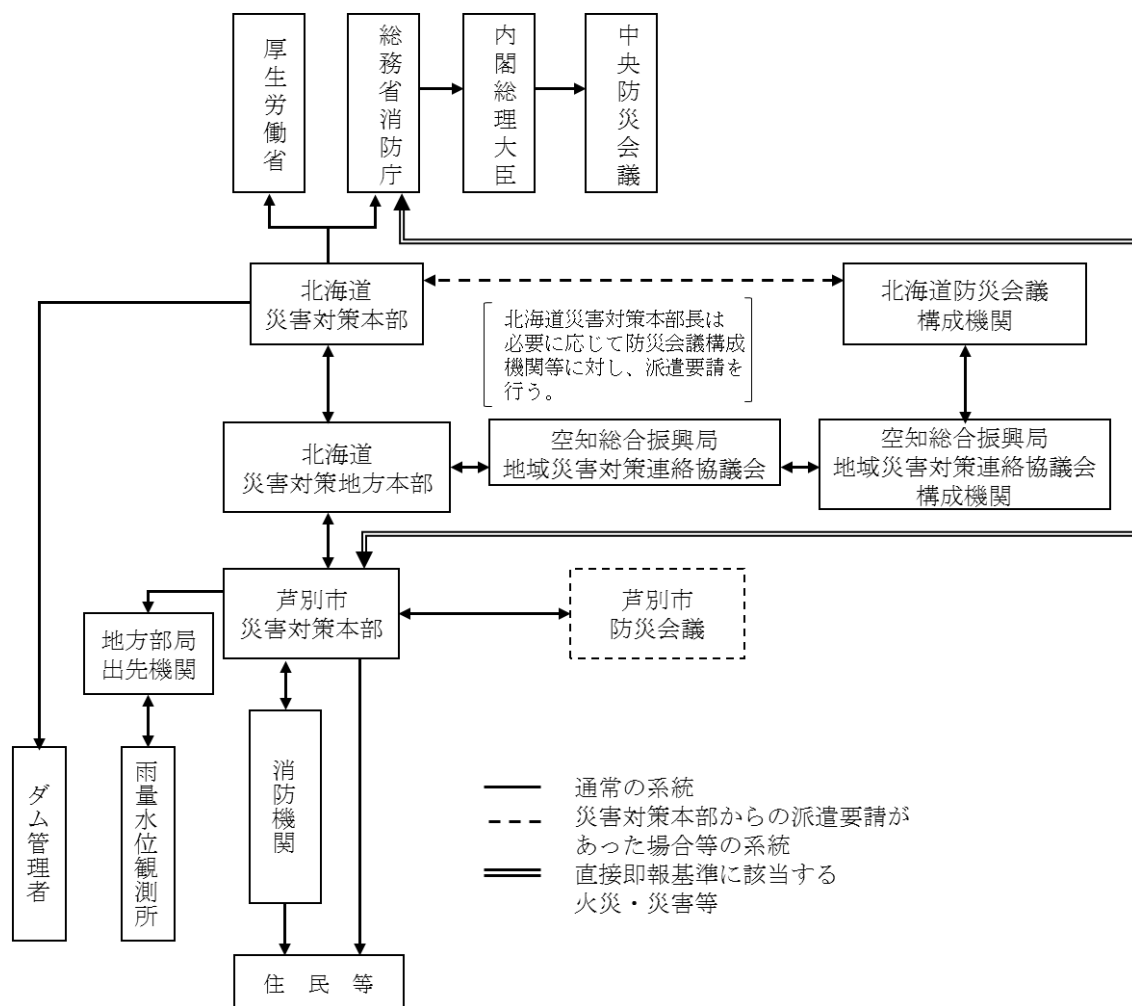
(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク

【消防庁災害本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電 話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電 話	90-49175
	F A X	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電 話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036

災害情報等連絡系統図



資料編 [応急・復旧]
[様式]

- ・被害状況判定基準 (資料29)
- ・災害情報報告票 (様式3-1)
- ・指示処理事項報告書 (様式3-2)
- ・災害情報 (様式4)
- ・被害状況報告(速報 中間 最終) (様式5)

第2節 災害通信計画

1 通信手段の確保等

市は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、市は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1項における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常・緊急電報の利用方法

(ア) 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

(イ) NTTコミュニケータがでたら

- a 「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる
- b あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる
- c 届け先、通信文等を申し出る

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

(ア) 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地道の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救助のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と全各欄に掲げる機関との間

(イ) 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全にかかわる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互（上記の8項に掲げる者を除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある事を知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれあることを知った者と警察機関の間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガス等の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（上記の表、本表1～5(2)に掲げる者を除く）相互間

オ 庁舎が停電した場合に利用できる電話

	庁舎停電時電話
電話番号	2 2 - 2 4 5 7 (総務防災課長)
	2 2 - 2 4 5 6 (総務防災課主幹)
	2 2 - 1 5 7 3 (総務防災課危機対策係)

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
北海道開発局及び札幌開発建設部を経る行う。
- (2) 陸上自衛隊の通信等による通信
北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経る行う。
- (3) 警察電話による通信
警察専用電話をもって芦別警察署等を経る行う。
- (4) 警察無線電話装置による通信
北海道警察本部及び札幌方面本部、芦別警察署、同移動局（パトカー）等を経る行う。
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
北海道の本庁、空知総合振興局、又は市等を経る行う。
- (6) 鉄道電話による通信
鉄道所属の電話により芦別駅、又は滝川保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経る行う。
- (7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信
北海道電力株式会社本店、支店、営業所、電力センター等を経る行う。
- (8) 東日本電信電話株式会社の設備による通信
東日本電信電話株式会社北海道事業部が防災関係機関（市等）の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。
- (9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信
上記(1)から(6)までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。
- (10) 消防無線による通信
滝川地区広域消防事務組合芦別消防署及び消防車に設置の無線を利用して行う。
- (11) 芦別市防災行政無線による通信
芦別市防災行政無線を利用して情報収集を行う。
- (12) アマチュア無線による通信
アマチュア無線局を利用して行う。

4 通信途絶時等における措置

市内全域にわたり災害が発生し、上記1、2、3の方法による通信が不可能な場合は、被害情報の的確な収集を図るため、自動車、オートバイ等により連絡員を派遣し、口頭又は無線により連絡するものとする。なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、第1項から第3項までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

- イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）
- (2) 市の対応
 - 市は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。
 - ア 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数
 - (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
 - イ 移動電源車の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 台数
 - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
 - (エ) 使用場所
 - (オ) 借受期間
 - (カ) 引渡場所
 - ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 希望エリア
 - (ウ) 使用目的
 - (エ) 希望する使用開始日時
 - (オ) 引渡場所及び返納場所
 - (カ) 借受希望日及び期間
 - エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) (ア)に係る申請の内容
- (3) 連絡先
 - 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

市等が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集要領

災害情報等の収集については「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

- (1) 企画広報班派遣による災害現場の取材（映像による記録を含む。）
- (2) 報道機関、その他の関係機関の取材による写真、映像その他資料の収集
- (3) その他、災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2 災害広報及び情報等の提供の方法

市等は、災害時において、被災地住民をはじめとする市民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 住民に対する広報等の方法

ア 市等は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、市防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 市等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、市は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 市の広報

市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分に把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団

体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

ア 災害情報等発表及び広報を行うときは、本部長の承認を得て行うものとし、次表に定めるとおりとする。

主管対策部	発表責任者	広報対象	伝達方法
総務部 (企画広報班)	副本部長	報道機関	口頭又は文書
	正 総務部長 副 企画広報班長	・一般住民 ・被災者	北海道防災情報システム、広報車、広報紙、チラシ等の印刷物、インターネット、消防署サイレンの吹鳴、地区別情報連絡責任者等による。
	正 総務部長 副 総務班長	本部職員	口頭又は庁内放送
		・防災関係機関 ・公共的団体 ・関係施設等	電話、無線又は伝達員

イ 報道機関に対する情報発表等

収集した被害状況、災害情報等は、その都度報道機関に対し発表するものとし、その内容は、次のとおりとする。

(ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日

(イ) 災害発生場所及び地域

(ウ) 被害状況

a 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶地域）

b 火災状況（発生箇所、避難等）

c 電気、上下水道、ガス等公益事業施設（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

d 道路、橋梁、架線等土木施設状況（被害状況、復旧状況）

e その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）

(エ) 応急対策の状況

a 避難について（避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等）

b 医療救護所の開設状況

c 給食、給水実施要領（供給日時、場所、量、対象者等）

d 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

(オ) 災害対策本部の設置又は廃止

(カ) 民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

ウ 市民及び被災者に対する広報内容

市民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

(ア) 災害に関する情報及び注意事項

(イ) 災害応急対策の状況

(ウ) 災害復旧対策の状況

(エ) 被災地を中心とした交通に関する事項

(オ) 避難所等に関する情報及び避難情報

(カ) その他必要な事項

(3) 道及び関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて、道及び関係機関に対し災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

(4) 災害記録等の作成

必要に応じて、災害記録動画及び写真の作成等を行うものとする。

(5) 被災者相談所の開設

市長は、必要と認めたときは、市役所又は災害現地において被災者相談所を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた市は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた市は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

安否情報の提供範囲

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 市は、ウ項にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

(2) 安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

市長及び避難実施責任者（市民福祉部福祉班）は、風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、次により避難指示を行う。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化するため、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 市長（基本法第60条）

ア 市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。)

(2) 水防管理者（水防法第29条）

ア 水防管理者として市長は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するとともに、芦別警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員

（基本法第60条・72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（空知総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、知事（空知総合振興局長）は洪水、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。

イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。

また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章 第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(4) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官は、(1)のイ項により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

(5) 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

市、道（空知総合振興局）、北海道警察本部（芦別警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア 市

市は、避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台、空知河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 国や道の関係機関

市から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、市長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(3) 協力・援助

ア 北海道警察

市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

3 避難指示等の周知

(1) 周知・伝達等

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確して対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市防災行政無線、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア 避難指示等の理由及び内容

イ 避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

避難情報等と住民が取るべき行動

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

(2) 伝達方法

ア 避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号によるものとする。

区分	方法	サイレン	摘要
危険信号 (避難・立退き)		●—休止 1分—5秒 ●—休止 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

イ 電話、無線、登録制メール、SNS等による伝達

関係住民に対し、電話、無線、登録制メール、SNS等を通じ伝達する。

ウ Lアラート（災害情報提供システム）を活用した多様なメディアによる伝達

北海道防災情報システムへの入力によりLアラートを活用し、緊急速報メールや各種メディアを通じ伝達する。

エ 広報車による伝達

市、消防機関、警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

オ 伝達員による個別伝達

避難指示等は発令した時が夜間、停電時又は風雨、風雪等が激しいときで、家庭に対する完全周知が困難であると予想される場合は、消防団員等で伝達班を編成し、個別に伝達するものとする。

4 避難指示等の基準

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、以下の基準を参考に、河川洪水予報、今後の気象予測、河川等巡視等による報告を含めて総合的に判断し発令する。

(1) 高齢者等避難【警戒レベル3】

ア 発令される状況：【災害のおそれあり】

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、必要な地域の居住者等に対して発令する。

イ 居住者等が取るべき行動：【危険な場所から高齢者等は避難】

(ア) 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(イ) 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせた始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

区 分		判 断 基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)
風水害	空知川 (洪水予報河川)	(警 戒) ア 指定河川洪水予報により、空知川の赤平水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である47.70mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 イ 指定河川洪水予報により、空知川の赤平水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ウ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 エ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 オ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） カ 発令にあたっては、必ず河川管理者（第2項 避難措置における連絡、助言、協力及び援助）の意見を聞き、判断すること。

風 水 害	パンケ幌内川 (その他河川等)	<p>(警 戒)</p> <p>ア パンケ幌内川のパンケ幌内川水位観測所(常磐橋地点)の水位が氾濫注意水位である64.96mに到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(ア) 常磐橋地点上流の危機管理型水位計の水位が上昇している場合</p> <p>(イ) パンケ幌内川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準〔流域雨量指数基準:17.2〕に到達する場合)</p> <p>(ウ) 常磐橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>イ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>ウ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>※アについては、河川の状況に応じて(ア)~(ウ)のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。</p> <p>※水位を観測していない場合、アの代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の(イ)又は(ウ)を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p> <p>エ 発令にあたっては、必ず河川管理者(第2項 避難措置における連絡、助言、協力及び援助)の意見を聞き、判断すること。</p>
	土砂災害	<p>(警 戒)</p> <p>ア 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)となった場合</p> <p>イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>ウ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>
その他の災害		<p>ア 災害の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。</p>

(※) 北海道士砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報の危険度表示

黒：実況で大雨特別警報(土砂災害)発表基準を超過

紫：実況から2時間後までの予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過

赤：実況から2時間先までの予想で大雨警報発表基準を超過

(2) 避難指示【警戒レベル4】

ア 発令される状況：【災害のおそれ高い】

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

イ 居住者等が取るべき行動：【危険な場所から全員避難】

危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。

区 分		判 断 基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)
風 水 害	空知川 (洪水予報河川)	<p>(危 険)</p> <p>ア 指定河川洪水予報により、空知川の赤平水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である48.30mに到達したと発表された場合</p> <p>イ 空知川の赤平水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である48.30mに到達していないものの、水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>ウ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>エ （堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合）</p> <p>オ 滝里ダムの管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の通知があった場合</p> <p>カ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>キ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>ク 発令にあたっては、必ず河川管理者（第2項 避難措置における連絡、助言、協力及び援助）の意見を聞き、判断すること。 ※夜間・未明であっても、発令基準ア～オに該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※キについては、対象とする地域条件を勘案し、基準とするか判断すること。</p>
	パンケ幌内川 (その他河川等)	<p>(危 険)</p> <p>ア パンケ幌内川のパンケ幌内川水位観測所（常磐橋地点）の水位が氾濫危険水位である65.72mに到達し、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(ア) 常磐橋地点上流の危機管理型水位計の水位が上昇している場合</p> <p>(イ) パンケ幌内川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準〔流域雨量指数基準：17.2〕を大きく超過する場合）</p> <p>(ウ) 常磐橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>イ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>ウ 滝里ダムの管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の通知があった場合</p> <p>エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>オ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準例ア～ウに該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ※アについては、河川の状況に応じて(ア)～(ウ)のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。 ※エについては、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定できない場合には、アの水位基準に代わり、上記の(イ)又は(ウ)を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や消防団からの報告等を活用して発令する。</p> <p>カ 発令にあたっては、必ず河川管理者（第2項 避難措置における連絡、助言、協力及び援助）の意見を聞き、判断すること。</p>

土砂災害	<p>(危険)</p> <p>ア 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>イ 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>ウ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>オ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準ア～イ又はオに該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
その他の災害	<p>ア 各種の特別警報が発表されたとき。</p> <p>イ 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。</p> <p>ウ 災害の状況から、住民等を安全な場所へ避難させる必要があると判断される時。</p>

(※) 北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報の危険度表示

黒：実況で大雨特別警報（土砂災害）発表基準を超過

紫：実況から2時間後までの予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過

赤：実況から2時間先までの予想で大雨警報発表基準を超過

(3) 緊急安全確保【警戒レベル5】

ア 発令される状況：【災害発生又は切迫】

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために避難所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況、特に促したい場合に必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。

(必ず発令される情報ではない。)

イ 居住者等が取るべき行動：【命の危険 直ちに安全確保！】

居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。ただし、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

区分		判断基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)
風水害	空知川 (洪水予報河川)	<p>(災害切迫)</p> <p>ア 空知川の赤平水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）である48.30mを超え、計画高水位である50.09mに到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>※重要水防箇所のうち重要度がAとされている場所（福住町）における計画高水位60.41mに達し、溢水すると予想される場合</p> <p>イ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>ウ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>エ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や）排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。)</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>オ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合)</p>

風水害	パンケ幌内川 (その他河川等)	<p>(災害切迫)</p> <p>ア パンケ幌内川のパンケ幌内川水位観測所(常磐橋地点)の水位が氾濫危険水位である65.72mを超え、引き続き水位上昇が予想され、越水・溢水のおそれがある場合</p> <p>イ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により越水・溢水のおそれがあるとき</p> <p>ウ 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>エ 越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)</p>
	土砂災害	<p>(災害切迫)</p> <p>ア 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>イ 土砂災害が発生した場合</p>
	その他の災害	<p>ア 各種の特別警報が発表されたとき。</p> <p>イ 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。</p> <p>ウ 災害の状況から、住民等を安全な場所へ避難させる必要があると判断されるとき。</p>

(※) 北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報の危険度表示

黒：実況で大雨特別警報(土砂災害)発表基準を超過

紫：実況から2時間後までの予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過

赤：実況から2時間先までの予想で大雨警報発表基準を超過

5 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、市の職員、消防署員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、市の職員、消防署員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努める。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、市において車両等によって移送する。

イ 市は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

6 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた市地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、市地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難にあたっては、市の職員、消防署員・団員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

8 被災者の受入及び生活環境の整備

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害対応策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても必要となる被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 指定緊急避難場所の開設

市は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

1 0 指定避難所の開設

(1) 市は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 市は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等へ避難を促す。

(3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(4) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(6) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや登録制メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。なお、市の避難所等の詳細は、資料編【資料21】のとおりである。

(8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に道に報告し、道はその情報を国に共有するよう努めるものとする。

1 1 指定避難所の運営管理等

(1) 避難所の開設基準、開設期間等については、救助法が適用されたときは同法により、また、同法が適用されない災害の場合は同法に準じて行うものとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

- (3) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

- (4) 市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- (5) 市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともにやむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (6) 市は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (7) 市は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保については、道の助言・支援を受ける。
- また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (8) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (9) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (10) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (11) 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。
- (12) 北海道警察（芦別警察署）は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- (13) 市は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (14) 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
この際、道の助言・支援を受ける。
- (15) 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
なお、道からの助言・支援を受ける。
- (16) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (17) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (18) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなどの必要な措置を講じるものとする。

1.2 予備避難所の確保

市は、災害時等において、指定避難所が使用不能となった場合又は指定避難所に避難者を収容しきれない場合には、災害の危険性を確認後、安全と判断した場合に開設し、避難生活をする予備避難所の確保に努めるものとする。

1.3 帳簿類の整理

運営管理者は、避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするために必要な帳簿を備えておくものとする。

- (1) 避難所収容台帳（資料編【様式6-1】）
- (2) 避難者名簿（資料編【様式6-2】）
- (3) 避難者名簿一覧（資料編【様式6-3】）
- (4) 被災者台帳（資料編【様式6-4】）
- (5) 避難所用物品受払簿（資料編【様式7】）
- (6) 避難所設置及び収容状況（資料編【様式8】）

1.4 避難状況等の報告

高齢者等避難、避難指示の発令及び避難所の開設をした場合は、直ちに次の事項を空知総合振興局に報告するものとする。

（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）

(1) 高齢者等避難、避難指示

- ア 発令者
- イ 発令の理由
- ウ 避難対象区域
- エ 発令日時
- オ 避難先

(2) 避難所の開設

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況及び収容人員
- ウ 炊き出し等の状況
- エ 開設期間の見込み

1.5 広域避難

(1) 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

(2) 道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、前項によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

ア 市、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

1.6 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると市長が認めるときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

イ 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ空知総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

エ 市長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、市長は、知事に対し協議を行い、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

イ 知事は、市長より道外広域一時滞りに関する要求があったときは、協議先知事に協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

ウ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 市長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

カ 市長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、市長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、市と避難先の市町村における連携に配慮する。

1.7 費用及び期間

被災者の避難のため費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

資料編〔避難所等〕	・避難所等（資料2 1）
〔様式〕	・避難所収容台帳（資料編【様式6-1】）
	・避難者名簿（資料編【様式6-2】）
	・避難者名簿一覧（資料編【様式6-3】）
	・被災者台帳（資料編【様式6-4】）
	・避難所用物品受払簿（資料編【様式7】）
	・避難所設置及び収容状況（資料編【様式8】）

第5節 応急措置実施計画

市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、市長、消防署長及び防災に関係のある施設の管理者は、所要の措置を講じ、また、市長は、必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施するものとする。

1 実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事（基本法第70条）
- (2) 警察官等（基本法第63条第2項）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- (4) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 指定公共機関の長、指定地方公共機関の長（基本法第80条）
- (6) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (7) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防団長）（水防法第2条第2項及び第4項）
- (8) 消防団長（消防法第29条）

2 市の実施する応急措置

- (1) 市長及び消防団長、消防機関の長及び防災に関係のある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び市地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生への防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 市長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

3 警戒区域の設定

- (1) 市長（基本法第63条、地方自治法第153条）

市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

- (3) 消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

(4) 警察官

(基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条)

ア 警察官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。

ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員がその場にいない場合に限り警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

4 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

(1) 土地建物等の占有者等に対する通知（基本法施行令第24条）

市長は、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他物件（以下この項において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この項において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、当該土地建物等占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を芦別市公告式条例（昭和25年条例第19号）を準用して、市役所前の掲示場所に掲示しなければならない。

ア 当該土地建物等の名称又は種類

イ 形状、数量

- ウ 所在した場所
- エ 当該処分に係る期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償（基本法第82条）

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の被害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。

この場合、工作物等を除去したときは、市長は、当該工作物等を保管しなければならない。

また、保管したときは、基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

(1) 市長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物を返還するため、次に掲げる事項を公示しなければならない。

ア 工作物等を保管した場合の公示事項（基本法施行令第25条）

- (ア) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (イ) 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- (ウ) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (エ) その他保管した工作物等を返還するために必要と認められる事項

イ 工作物等を保管した場合の公示の方法（基本法施行令第26条）

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用する。

- (ア) 公示は、保管を始めた日から起算して14日間、市役所前の掲示場に掲示する。
- (イ) 公示の期間が満了しても、なお、その工作物等の占有者等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の広報紙に掲載又は新聞紙への掲載を依頼する。
- (ウ) 公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を総務部総務防災課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる。

(2) 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、次の手続により当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。（基本法第64条第4項）

ア 保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、随時契約により売却することができる。（基本法施行令第27条第1項）

- (ア) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
- (イ) 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- (ウ) 競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

イ 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を公示しなければならない。（基本法施行令第27条第2項）

ウ 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。(基本法施行令 第27条第3項)

エ 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。(基本法施行令 第27条第4項)

(3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定を準用する。(基本法第64条第5項)

(4) 公示の日から起算して6月を経過しても、なお、保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属するものとする。(基本法第64条第6項)

6 住民等に対する緊急従事指示等

(1) 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条第1項)

(2) 市長及び消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、住民又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)

(3) 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)

(4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の10第1項)

(5) 市長は、前各号により、住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して、その受ける損害を補償しなければならない。(基本法第84条第1項)

この場合の損害の補償の種類及び額については、「(滝川地区広域消防事務組合)議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の定めるところによる。

7 災害時における職員の派遣の要請(基本法第29条)

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容やその他の事情を勘案して市の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。)に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

この場合、派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、知事等に協議しなければならない。

(1) 派遣要請の決定

各部長は、指定地方行政機関等の職員の派遣を要請する必要がある場合は、総務部長を通じて本部長(市長)の決定を受けるものとする。

本部長は、本部員会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、直ちに本部長が決定するものとする。

(2) 派遣の要請手続

指定地方行政機関等の職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を記載した文書をもってこれをしなければならない。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣に必要な事項

(3) 要請した職員の受入窓口及び活動状況の把握

ア 要請した職員の受入は、総務部長が行うものとし、活動内容に直接関係のある部に引き継ぐものとする。

イ 要請した職員を受け入れた部は、活動内容についての折衝に当たるとともに、要請した職員の活動内容、応援隊の食料、宿舎等、受入に必要な事項を総務部長を通じて本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして要請した職員の状況を把握しておくものとする。

8 道に対する応援の要求等（基本法第68条）及び他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条）

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道及び他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

この場合における応援要請の決定、要請の区分、応援要請の手続等は、次のとおりとする。

(1) 応援要請の決定

各部長は、応援要請の実施のため、他の市町村長等及び道に応援を求めた必要が生じた場合は、総務部長を通じて本部長の決定を受けるものとする。

本部長は、本部員会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、直ちに本部長が決定するものとする。

(2) 応援要請の区分

応援の要請は、災害の規模等に応じて、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編【資料37】）に定める次の区分により行うものとする。

ア 第1要請

空知総合振興局管内の市町村長に対して応援の要請

イ 第2要請

他の振興局管内の市町村長に対して行う応援の要請

ウ 第3要請

知事に対して行う応援を要請する。

(3) 応援要請の手続

応援要請の決定をした場合において、本部長は、次の事項を明らかにして前項に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- ア 被害の種類及び状況
 - イ 食料、飲料水及び生活必需物資、医療及び防疫、施設の応急措置等これらの供給に必要な資機材の品名、数量等
 - ウ 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の種類、規格及び台数
 - エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の職種別人員
 - オ 応援場所及び応援場所への経路
 - カ 応援の機関
 - ケ その他、応援の実施に関し必要な事項
- (4) 応援要請の方法
- 応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、本部長は、後日速やかに応援を行った道及び他の市町村長等に要請文書を提出するものとする。
- (5) 応援の受入窓口及び活動状況の把握
- ア 応援の受入は、総務部長が行うものとし、活動内容に直接関係のある部に引き継ぐものとする。
- イ 応援を受け入れた部は、活動内容についての折衝に当たるとともに、受入た部等は、応援が行う応急措置の実施を指揮するとともに、応援の活動内容、応援の食料、宿舎等の必要な事項は総務部長を通じて本部長に報告するものとし、連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、道及び他の市町村長等に対する応援については、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編【資料37】）に定めるところによるものとする。
- (7) 災害時における他市町村との応援体制については、相互に応援、協力して防災活動を速やかに行えるよう応援協定等の締結を推進するものとする。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料37）

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、北海道知事（空知総合振興局長）及びその他の災害派遣要請権者に対し、自衛隊法第83条の規定による自衛隊等の災害派遣を要請することができる。

1 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請にあたっての要件

自衛隊への災害派遣要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、次の3要件をすべて満たす事案について要請することを原則とする。

区 分	内 容
公共性	公共の秩序を維持するため、人命等を社会的に保護しなければならない必要があること。 【留意事項：個人等に帰属する財産の保護など、公共性が乏しいものは対象としない。】
緊急性	天災事変等、突発的な事案で、差し迫った必要があること。 【留意事項：ただちに活動開始を要請】
非代替性	関係行政機関等（消防や警察を含む自治体や国、民間等）の対応能力を超え、自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がないこと。 【留意事項：自衛隊以外の対処者が十分に活動していること（活動すること）。】

(2) 派遣要請権者

知事（空知総合振興局長）

(3) 要請先（指定部隊等の長）

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電 話	道機関	担当地域
第10即応機動連隊 連隊長 (滝川駐屯地司令)	連隊本部 第3科	滝川市 泉町236	0125-22-2141 (内線230) (当直302)	空知総合振興局 地域創生部危機対策室 (0126-20-0033)	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 石狩市 当別町 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町

(4) 要請手続等

ア 市長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（資料編【様式13】）をもって派遣要請権者（空知総合振興局長）に要求する。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。

ウ 市長は、人命の緊急救助に関し、派遣要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに派遣要請権者に連絡し、上記アの手続を行うものとする。

(5) 受入体制

ア 受入準備の確立

知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(ア) 宿泊及び資機材の保管場所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

(イ) 連絡職員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、現地部隊指揮官との協議、連絡等に当たらせる。

(ウ) 活動計画等の準備

受入れのため次の事項に関し計画を立て、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をするものとする。

- a 活動の内容
- b 所要人員
- c 資機材等の確保
- d 派遣部隊の車両、資機材等の保管場所等の準備
- e 派遣部隊の滞在場所、指揮所

イ 派遣部隊到着後の措置

(ア) 派遣部隊との活動計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と活動計画等について協議し調整のうえ必要な措置をとるものとする。

(イ) 知事（空知総合振興局長）への報告

総務部統括班は、派遣部隊到着後その他必要に応じて、次の事項を空知総合振興局長に報告する。

- a 派遣部隊の長の官職氏名
- b 隊員数
- c 到着日時
- d 従事している作業の内容及び進捗状況
- e その他参考となる事項

(6) 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（資料編【様式14】）をもって知事（空知総合振興局長）に撤収の要請をするものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後の文書を提出するものとする。

(7) 経費

ア 次の費用は、派遣部隊の受入側である市において負担する。

(ア) 資材費及び機器借上料

(イ) 電話料及びその施設費

(ウ) 電気料、水道料

(エ) し尿処理手数料

イ その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる

2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、市等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機事故などの発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

5 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集、連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

市長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

資料編〔様式〕 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊災害派遣要請書（様式13） ・自衛隊災害派遣撤収要請書（様式14）
--

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、市単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章「第4節 避難対策計画 第15項 広域一時滞在」による。

1 国、道、市町村間の応援・受援活動

(1) 市に対する応援（受援）

ア 道からの職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、市に対し職員を派遣し、情報収集や市又は防災関係機関との調整、並びに市が行う災害応急対策等への助言及び提案を行うことができる。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努める。

イ 応援協定による応援

市において大規模災害等が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料編【資料37】）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

ウ 基本法による応援

(ア) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

(イ) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（空知総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（空知総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

(2) 他の都府県等からの応援要求への対応

市長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたこととともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

2 消防機関（滝川地区広域消防事務組合芦別消防署）

(1) 大規模災害が発生し、消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料編【資料35】）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ市長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

資料編〔条例・協定等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道広域消防相互応援協定（資料35） ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料36） ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料37） ・災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書（資料38）
-------------	---

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

1 基本方針

市内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

2 ヘリコプター等の活動内容

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助、救出

(3) 火災防衛活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

3 市の対応等

(1) 協定による応援要請（北海道消防防災ヘリコプター応援協定）

ア 応援要請の要件

市長（総務部統括班）は災害が発生した場合、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、知事に対して「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき応援要請を行うものとする。

- (ア) 市等の消防力によっては、災害防止が著しく困難な場合
- (イ) 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (ウ) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

イ 応援要請の方法

応援要請は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 災害の種類
- (イ) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (ウ) 災害発生現場の気象状況
- (エ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (オ) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他必要な事項

(2) 緊急運航の要請（北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領）

ア 緊急運航の要件

緊急運航は原則として「北海道消防防災ヘリコプター運行管理要綱 第17条第1項から第5号まで」に掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行う。

- (ア) 災害が隣接する市に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (イ) 災害が発生した市の消防力等によっては災害応急対応が著しく困難な場合
- (ウ) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

イ 緊急運航の要請

市長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話等により行うとともに、速やかに「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」（資料編【様式10】）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。

ウ 救急患者の緊急搬送に係る手続き（北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領）

(ア) 市は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局にその旨を連絡するものとする。

この場合における要請は、電話により行うとともに、「救急患者の緊急搬送情報伝達票（資料編【様式12】）」により、ファクシミリを使用して行うものとする。

- (イ) 市は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。
- (ウ) 市は、ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。
- (エ) 市は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室から運航の可否・運行スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

エ 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（資料編【様式11】）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

(3) 要請先

総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・電話 011-782-3233
- ・ファックス 011-782-3234
- ・北海道総合行政情報ネットワーク 75-6210-39-897/898

(4) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

なお、ヘリコプター発着可能地点は、資料編【資料22】のとおりである。

(5) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

資料編〔通信・輸送〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター発着可能地点（資料22） ・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料28）
〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式10） ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式11） ・救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式12）

第9節 救助救出計画

災害によって、生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

(1) 北海道警察（芦別警察署）

被災地域において、生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

(2) 北海道

道は、市を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(3) 市（消防部消防班）

ア 市（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市は、市の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

イ 市長（消防部消防班）は、警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、被害が甚大であり災害対策本部のみで救出の実施が困難である場合は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

2 救助救出活動

(1) 市及び北海道警察（芦別警察署）は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 救出対象者

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した地点に取り残された場合

エ がけ崩れ、地すべり等により生埋めになった場合

オ その他列車、自動車等の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、この計画の定めるところによる。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、原則として市又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を要請し、亜急性期以降においては、道又は市が設置する救護所等において、救護班が実施することとする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を要請するものとする。

- (2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により道で組織される。

- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への搬送支援

エ 助産救護

オ 被災現場におけるメディカルコントロール 災害派遣医療チーム（DMAT）のみ

カ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により道で組織される。

- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。

ア 傷病者に対する精神科医療

イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事の委任により市長（医療部医療班）が実施するほか、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

- (2) 災害救助法が適用されない場合又は適用されるまでの間は、市長（医療部医療班）が実施する。知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。

3 医療救護の対象者及び把握

(1) 対象者

ア 医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の手段を失った者

イ 助産救護の対象者は、災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

対象者については、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に通知するものとする。

この場合、通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、看護師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示するものとする。

4 医療救護活動の実施

(1) 市が実施する医療救護活動

ア 災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら医療班を編成し、医療救護に当たる。

イ 災害の規模等により、医療救護活動の必要があるときは、芦別市医師会に要請を行う。

ウ 災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。

エ 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

(2) 救護所の開設

ア 開設場所

救護所は、市立芦別病院を原則とするが、災害の状況により学校、多目的研修センター等の公共施設を使用するものとする。

イ 救護所の名称

「芦別市災害対策現地救護所」と称する。

(3) 医療班の編成

ア 医療班は、市立芦別病院職員をもって編成することを原則とする。また必要に応じ民間の医療機関及び看護師をもって編成することができる。

イ 医療班の編成基準

(ア) 医師 1名

(イ) 看護師 2名

(ウ) 事務職員 1名

(エ) 補助者 1名

ウ 医療班の編成は、医療部がその都度決めるものとするが、市民福祉部と緊密な連携により判断するものとする。

5 輸送体制の確保

(1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(2) 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として滝川地区広域消防事務組合芦別消防署が実施する。

ただし、救急車両が確保できないときは、市、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

6 医師会に対する出動要請

- (1) 市長は、災害の規模等により、医療救護活動の必要があるときは、芦別市医師会に対し、出動要請を行う。
- (2) 出動要請を行う場合にあっては、次の項目を通知するものとする。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項
- (3) 市長は、災害による傷病者が市内の医療関係者のみでは診療不可能であると判断したときは、「中空知地域救急医療相互応援協定（昭和62年6月2日）」に基づき、近隣市町の医師会の出動を要請するものとする。

7 主な医療機関の現状

市内における主な医療機関等の現状は、次のとおりである。

図表 医療機関 (令和6年2月現在)

施設名	電話番号	診療科目		病床数
		内科系	外科系	
市立芦別病院	22-2701	○	○	99
中野記念病院	22-2196	○		212
医療法人北武会野口病院	22-2032	○		80
(社) 道勤医協芦別平和診療所	22-2685	○		—
橋本内科医院	22-3291	○		—

8 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、市内医薬品等の取扱業者から調達により確保する。ただし医薬品等の不足が生じたときは、道又関係機関にその確保について要請する。

なお、市内における医薬品の主な調達先は、資料編【資料20】のとおりである。

9 費用及び期間

費用の限度及び期間については、災害救助法の基準によるものとする。

10 医療救護の記録

医療救護を実施した場合は、次によりその状況を記録しておかなければならない。

- (1) 病院診療所医療実施状況（資料編【様式15】）
- (2) 助産台帳（資料編【様式16】）

11 臨時の医療施設に関する特例

市及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

資料編〔物資・資機材〕	・物資等調達先一覧（資料20）
〔様式〕	・病院等医療実施状況（様式15）
	・助産台帳（様式16）

第 1 1 節 防疫計画

災害時における被災地の防疫の実施は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、防災関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を道知事の指示に従い実施する。
- (2) 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（以下「滝川保健所」という。）の指導のもと避難所において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫班の編成

市長（市民福祉部防疫班）は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班（概ね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名）を編成するものとする。

班 長	班 員
市民環境課長	環境生活係

3 感染症の予防

(1) 指示・命令

市長は、感染症予防上必要があると認める場合において、災害の規模、様態に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について道知事（滝川保健所）から指示及び命令を受ける。

- ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第 2 7 条第 2 項）
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 2 8 条第 2 項）
- ウ 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 3 1 条第 2 項）
- エ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 2 9 条第 2 項）
- オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
- カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）

(2) 予防接種

市長は、道知事（滝川保健所）の指示により感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

(3) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、市長は、道知事（滝川保健所）の指示により、市内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）」に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処理する。

(4) 消毒方法

市長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく道知事（滝川保健所）の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び令和4年3月11日付け健感発第0311第8号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

ア 消毒活動

(ア) 浸水家屋、下水その他不潔な場所の消毒は、被災後直ちに状況に適した薬剤により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

(イ) 避難所のトイレ、その他の不潔な場所の消毒は、逆性石鹼を用いて1日1回以上実施する。

イ 被災世帯における家屋等の消毒

(ア) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床及び壁の洗浄、トイレの消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

(イ) 家屋内の汚染箇所（台所、浴室、食器棚、トイレ等）は逆性石鹼を用いて消毒する。

また床下は状況に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく道知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(6) 生活用水の供給

市長は、感染症法第31条第2項の規定による道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(7) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、市長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるとき、道知事（滝川保健所）が速やかに感染症法第15条に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

5 指定避難所等の防疫指導

市長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

滝川保健所長の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

6 家畜防疫

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は、道知事が行う。

(2) 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

7 防疫用薬剤の主な調達先等

防疫用薬剤は、市内の薬局等から調達することを原則とするが、市内において不足をきたしたときは、保健所又は近隣市町村から借用するものとする。

なお、防疫用薬剤の市内における主な調達先は、「第5章 第10節 第8項 医薬品等の確保」に記載のとおりである。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察（芦別警察署）が実施する警戒、警備については、北海道地域防災計画によるほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び地域住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害警備体制の確立

警察署長は、北海道警察災害警備計画に基づき警察本部長の発令があった場合は、次の各号に掲げる警備体制をとるものとする。

(1) 警備体制の種別及び発令の基準

種別	基準
警戒体制	1 震度5弱の地震を観測したとき。 2 常時観測火山（※）に「噴火警戒レベル2」が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他気象庁によって各種の警報が発せられた場合など、災害の発生予想されるとき。
非常体制	1 震度5強の地震を観測したとき。 2 常時観測火山に「噴火警戒レベル3」が発表されたとき。 3 その他相当な規模の災害が発生し、又は発生しようとするとき。
緊急体制	1 震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 常時観測火山に「噴火警戒レベル4又は5」が発表されたとき。 3 その他甚大な規模の災害が発生し、又は発生しようとする場合であって、最大限の人員が必要となるとき
※常時観測火山	北海道駒ヶ岳、樽前山、有珠山、十勝岳、雌阿寒岳、アトサヌプリ、大雪山、倶多楽及び恵山をいう。

(2) 災害警備本部の設置

警察署長は、警察本部長から非常体制若しくは緊急体制を取るよう命じられたとき、又は自ら非常体制若しくは緊急体制をとったときは、警察署長を警備本部長とする「芦別警察署災害警備本部」を設置するものとする。

3 異常気象等の通報

警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から、その旨の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報しなければならない。

4 事前措置に関する事項

(1) 市長が行う警察官の出動要請

市長（総務部統括班）が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長を経て警察本部長に対して行うものとする。

ア 派遣を必要とする理由

イ 派遣を必要とする職員の職種及び人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他派遣についての必要な事項

(2) 市長の事前措置等

警察署長は、市長から要求があるときは、基本法第59条に基づき指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 災害情報の収集に関する事項

(1) 災害情報の収集

警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。警察が収集する災害（被害）情報は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害の種別

イ 災害が発生した日時、場所又は地域

ウ 当該地域の気象情報

エ 被害の概要及び主要被害の状況

オ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況

カ 治安状況

(2) 災害情報の収集、報告責任者の指定

警察署の災害情報の収集及び報告責任者は、あらかじめ警察署長の指定した者をもって、その氏名を市長に通知するものとする。

6 災害広報に関する事項

(1) 警察が現場において行う広報は、警備措置上必要な災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他警察措置に関する事項とする。

(2) 警察は、保有する広報資機材を活用して積極的に広報を行うとともに、必要と認める場合は、市、報道関係等広報上関係のある機関と緊密に連絡して災害の種別、規模及び態様に応じた広報を行うよう努めるものとする。

7 避難に関する事項

(1) 警察官は、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難の指示又は措置を行うものとする。

(2) 前号に定める「避難の指示」等の場合において、「第5章 第4節 第10項 指定避難所の開設」に定める避難所等を指示するものとする。

ただし、災害の種別、規模、現場の状況等によって、これにより難しい場合は適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察署長は、速やかに市長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、市長が行うものとする。

- (3) 警察官が避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を明らかにして行うものとする。
- ア 避難すべき時期
 - イ 避難すべき理由
 - ウ 避難先における給食等の準備状況
 - エ 避難後の財産保護の措置
- (4) 避難の誘導にあたっては、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえで、安全な避難経路を選定して避難誘導するとともに、被災後の無人化した被災地及びその周辺等におけるパトロールの強化、避難所等の的確な巡回、犯罪の予防及び取締り等を行うものとする。
- 8 救助に関する事項
- (1) 警察署長は、市長等災害救助の責任を有する機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護に努めるとともに、状況により市長の行う災害活動に協力するものとする。
 - (2) 警察署長は、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、市長と協力して危険地域の監視、警ら等を行い、被災者の発見に努めて、これを救出するものとする。
- 9 応急措置に関する事項
- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。この場合における事後措置は、市長が行うものとする。
 - (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び第65条第2項に基づき応急公用負担（物的、人的公用負担）を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。
 - (3) 警察官が応急公用負担を行った場合の損失補償等の事後処理については、市長が行うものとする。
- 10 通信に関する事項
- (1) 警察署長は、現有通信施設及び設備等の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
 - (2) 市長が基本法第57条及び第79条の規定により警察通信施設を利用し、又は利用する場合は、あらかじめ締結した協定によるものとする。
- 11 交通規制に関する事項
- (1) 警察署長の行う交通規制
警察署長は、市内の道路について、災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、又はその他状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。
 - (2) 警察官の行う交通規制
警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

(1) 北海道公安委員会（北海道警察）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イ項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 市（消防機関）

ア 市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イ項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。
なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 知事（空知総合振興局長）又は北海道公安委員会（芦別警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（空知総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」（資料編【資料 2 6 - 1】）、「緊急通行車両標章」（資料編【資料 2 7】）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

- a 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

市、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続き発災前に行うことができる旨、周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図る。

(3) 規制除外車両

市は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない範囲内で、公益又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両について、芦別警察署を通じて「規制除外車両確認証明書」（資料編【資料 2 6 - 2】）及び「緊急通行車両標章（資料編【資料 2 7】）」の交付を申請する。

ただし、自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わないものとする。

(4) 放置車両対策

ア 芦別警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

ウ 道は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

計画内容		1 対象地域：道内全域 2 対象路線：既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。
緊急輸送道路の区分	道路延長	緊急輸送道路総延長 11,371 km
	第1次緊急輸送道路ネットワーク	道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,245 km）
	第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く。）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長3,831 km）
	第3次緊急輸送道路ネットワーク	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長295 km）

資料編〔通信・輸送〕	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両確認証明書（資料26-1） ・規制除外車両確認証明書（資料26-2） ・緊急通行車両標章（資料27）
------------	---

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、市及び道、国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

災害時の輸送は、市長（災害応急対策を実施する各班とし、配車等は、総務部総務班が行うものとする。）が実施する。

2 輸送の方法

(1) 車両による輸送

災害時の輸送は、一時的には実施機関が所有する車両を使用し、被災地までの距離、時間、災害の状況等により行い、実施機関が所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間車両の借上げを行い、輸送に支障のないようにする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

(3) 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考える場合については、道に対し、又は道を通じて自衛隊若しくは北海道警察に対し、航空機輸送の要請を行うものとする。

また、市内におけるヘリコプター発着可能地点は、資料編【資料22】のとおりである

3 車両の確保及び燃料の調達先

(1) 市有車両

市有車両は資料編【資料23】のとおりである。

(2) 車両調達先

市内における市有車両以外の車両調達先は、資料編【資料24】のとおりである。

(3) 燃料の調達先

市内における主な車両用燃料の調達先は、資料編【資料25】のとおりである。

資料編〔通信・輸送〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター発着可能地点（資料22） ・市有車両（資料23） ・市有車両以外の車両調達先（資料24） ・車両用燃料の主な調達先（資料25）
------------	---

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する事項は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

食料供給の実施責任者は、市長（市民福祉部市民班）であり、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給等の対策を実施する。

2 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 災害応急作業に従事している者

3 食料供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じてパン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク又は液体ミルクとする。

4 食料の調達及び供給

市は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市において調達困難な場合、市長は、その確保について空知総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付、21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、空知総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(1) パン、インスタント食品等の調達

市内食料品店等を調達先とするが、なお、不足する場合は、知事を通じて乾パン類等の供給を依頼するものとする。

(2) 副食及び調味料の調達

市内食料品店等を調達先とするが、市内での調達が不可能である場合又は不足する場合は、知事に対してその斡旋を依頼するものとする。

(3) 乳幼児用食品等の調達

市内業者から調達し、支給するものとする。

(4) 食料等の調達先等は、資料編【資料20】のとおりである。

5 炊き出しの計画

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しは、市民福祉部市民班が担当するものとする。

(2) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、町内会、自主防災組織、女性団体、ボランティア団体等の協力を得て、学校給食施設その他給食施設を有する民間施設を利用して行うものとする。

イ 必要によっては、パン製造所を利用し、パンの給食を行うものとする。

ウ 炊き出し及びパン製造所の主なものは、資料編【資料20】のとおりである。

6 食料の輸送

食料の輸送は、「第5章 第14節 輸送計画」の定めるところによる。

また、労務者を必要とする場合は、「第5章 第32節 労務供給計画」により措置するものとする。

7 食料の配布

(1) 被災者に対する食料の配布は、原則として避難所において実施する。

(2) 食料を必要とする自宅避難者等については、最寄の避難所において配布する。

(3) 食料の配布については、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

8 備蓄、調達等

(1) 食料調達は、原則として市内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定数量については、市において備蓄するものとする。

(2) 災害時における緊急調達に備え、事前に市内食料品店等との協議を行い、速やかな対応が可能となるよう努めるものとする。

(3) 個人において食料及び飲料水を災害発生後「最低3日間、推奨1週間」、備蓄しておくよう市民に周知しておくものとする。

9 費用及び期間

炊き出しのための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

10 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、炊き出し給与状況（資料編【様式9】）により記録しておかなければならない。

資料編〔物資・資機材〕	・物資等調達先一覧（資料20）
〔様式〕	・炊き出し給与状況（様式9）

第16節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇し、若しくは汚染して飲料水の供給が不可能になった場合に、住民に必要最小限度の飲料水を供給するための応急給水に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水は、市長（経済建設部上下水道班）が実施する。（救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。）上下水道班は、相互に連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。

(1) 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に対して広報していくものとする。

(2) 生活水の確保

災害時の生活水の水源として、浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

市は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び浄化装置等を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

2 給水対象者

(1) 災害のため飲料水を得ることができない者

(2) 対象地区の範囲については、被害状況調査、復旧状況及び住民情報をもとに決定する。

3 給水の方法

上下水道班は、保健所及び関係機関の協力を求め、次により被災地への給水を行うものとする。

(1) 水道施設（上水道）に被害の無い場合

給水車、消防タンク車、散水車等により、上水道の水を給水する。

(2) 水道施設（上水道）のうち、給・配水管にのみ被害のあった場合

被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、給水車、消防タンク車、散水車等により、上水道の水を給水する。

(3) 上水道施設が全部被害にあった場合

湧水及び表流水をろ過し、消毒滅菌を行い給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の供給を受ける。

搬送供給は、給水車、消防タンク車、散水車及び給水容器によるトラック輸送によるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

5 住民への周知

(1) 給水にあたっては、給水場所及び給水時間等を、広報車や市ホームページ、SNS等により住民に周知するものとする。

(2) 広報内容は、次のとおりとする。

- ア 給水拠点の場所及び応急給水方法
- イ 水道施設の被害の状況及び復旧見込み
- ウ その他必要な事項

6 給水の記録

給水を実施した場合は、それを記録しておかなければならない。

7 費用及び期間

給水のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、おおむね「救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

8 指定水道工事業者

市内の指定給水装置工事業者は、資料編【資料30】のとおりである。

資料編〔応急・復旧〕 ・ 芦別市指定給水装置工事業者（資料30）

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長（市民福祉部福祉班）が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、市長（市民福祉部福祉班）が行う。

(2) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めるものとする。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 実施の方法

- (1) 市長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのご程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

- (2) 市長が被害状況に応じて、特に必要と認めるときは、被災状況に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。

ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者

イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとする。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、かさ等）
- (5) 炊事道具（なべ、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク等）

4 衣料、生活必需品等の調達先等

- (1) 衣料・生活必需物資の調達は、原則として市内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定数量については、市において備蓄するよう努めるものとする。

(2) 市内において調達が困難な場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「中空知5市5町防災に関する協定」等、防災協定先との連携により必要な物資を調達するものとする。

また、これらによる調達が困難であると市長が判断した場合は、市長は、知事に必要物資の斡旋、調達を要請するものとする。

(3) 市内における衣料、生活必需物資の主な調達先は、資料編【資料20】とおりである。

5 給与又は貸与の方法等

(1) 給与又は貸与の方法

調達物資の給与又は貸与は、世帯構成員別の被害状況を把握のうえ、物資配分計画を作成し、各町内会長及び自主防災組織等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 給与又は貸与台帳の整備

調達物資の給与又は貸与にあたっては、物資受払簿（様式17）及び物資給与・貸与受領簿（様式18）を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

6 費用及び期間

衣料、生活必需品等物資の給与又は貸与についての費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

資料編 [物資・資機材]	・物資等調達先一覧（資料20）
[様式]	・物資受払簿（様式17）
	・物資給与・貸与受領簿（様式18）

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ LPGについては、「災害等の発生時における応急・復興活動の支援に関する協定」を締結している北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取扱い等については弾力的な運用を図ることとする。

(2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、市等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

2 石油類燃料の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

(2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

3 平常時の取組

道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに重要施設管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 電力施設の状況

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

- (1) 水力発電設備
- (2) 火力発電設備
- (3) 原子力発電設備
- (4) 地熱発電設備
- (5) 変電設備
- (6) 送電設備
- (7) 配電設備
- (8) 通信設備

2 応急対策、

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社は、次の対策を講ずるものとする。

(1) 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び道に連絡するものとする。

また、北海道災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況および復旧見込みなどの情報提供を行う。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（ライン・ツイッター等）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

(5) 要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市長を経て知事(空知総合振興局長)に要請するものとする。

(6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

(7) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程及び保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

(1) 非常災害の事前対策

ア 情報連絡

(ア) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

(イ) 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。

イ 広報

災害時の広報（テレビ、ラジオ、ホームページやあしべつ防災メール39等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

(2) 災害発生時の対策

災害発生時には、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、芦別警察署、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署との連携を密にし二次災害の防止に努める。

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長は、住民からの情報収集及び関係機関との連絡調整を行うものとし、その実施については、経済建設部上下水道班が担当するものとする。

2 上水道

(1) 応急復旧

水道施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設、福祉施設等緊急を要するものから優先的に、指定水道工事業者の協力を得て行うものとする。特に大規模災害等により、長期断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。

ア 施設の点検、被害の状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により、他市町村等へ支援を要請する。

エ 住民への周知活動を行う。

(2) 広 報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

3 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

カ 住民への広報活動を行う。

(2) 広 報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

4 管路施設調査

被災の実態を調査するため、上下水道班は、資料編【資料3 1】の業者と協力のうえ、管路施設調査を行うものとする。

5 下水道排水設備指定工事店

市内の下水道排水設備指定工事店は、資料編【資料3 2】のとおりである。

6 住民への周知

市長は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について総務部企画広報班と協力して、地域住民に周知するものとする。

資料編〔応急・復旧〕	・管路施設調査事業者（資料3 1） ・下水道排水設備指定工事店（資料3 2）
------------	---

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水

山崩れ

地滑り

土石流

崖崩れ

落雷

(2) 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊

盛土及び切土法面の崩壊

道路上の崩土堆積

トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害

河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害

河川、砂防えん堤の埋塞

砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

溜池等えん堤の流失及び決壊

貯水池の流木等の堆積

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

(ア) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

(イ) 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安

定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、イ項に定めるところに準じ応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

市内の区域内において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は市長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカー
要注意宅地	黄のステッカー
調査済宅地	青のステッカー

4 危険度判定実施本部の業務

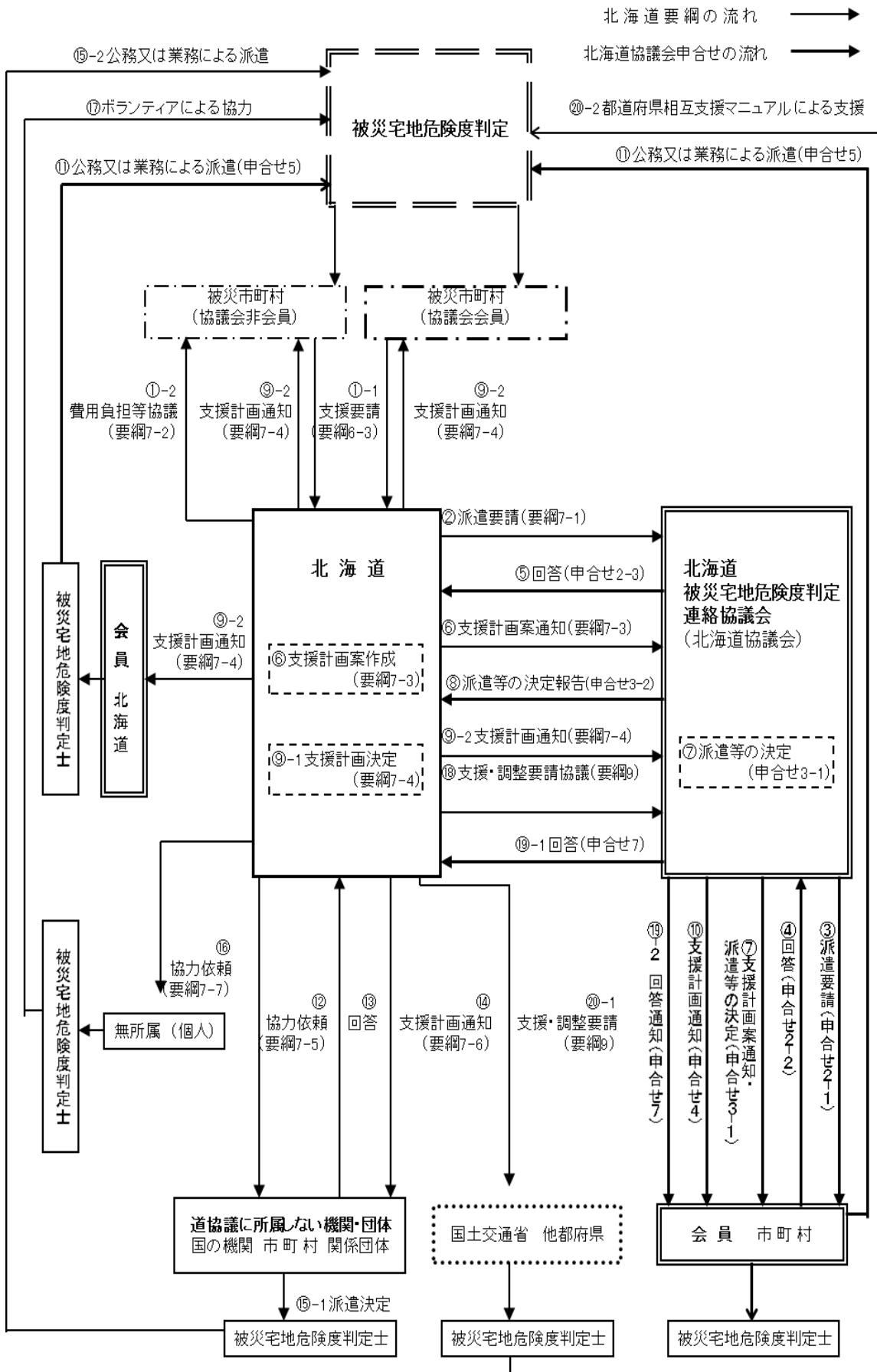
危険度判定実施本部は、経済建設部都市建設班内に置き、次の業務を行うものとする。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努めるものとする。

図表 被災宅地危険度判定実施の流れ



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 市長（経済建設部都市建設班）が行う。
- (2) 災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、市長（経済建設部都市建設班）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所の開設

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、「第5章 第4節 避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等の利用

市は、災害時における被災者用の住居として、必要に応じて公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等を利用するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

市長は、住宅が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要と認めたときは、応急仮設住宅を建設するものとする。

ア 入居対象者

入居対象者は、原則として次に掲げる条件に該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当するものであること。
 - a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

イ 入居者の選定

入居者の選定は、市長が行う。

ただし、選定に当っては、高齢者、身体障がい者などの要配慮者を優先する。

ウ 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

エ 建設型応急住宅の建設用地

市及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ 建設戸数(借上げを含む。)

道は市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

カ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 建設型応急住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とする。

(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施するものとする。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(エ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市長に委任される。

ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

市及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

ア 対象者

(ア) 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理するものとする。

ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行うものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

- a 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- b 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、芦別市市営住宅等管理条例（平成9年条例第23号）で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- c 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

- a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3
ただし、激甚災害の場合は3/4
- b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

3 資材等の斡旋、調達

市長は、応急住宅の建設又は応急修理のための建築資材、暖房用燃料等の調達は、原則として市内の建設、木材業者を指名する。

ただし、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

4 住宅の応急復旧活動

市及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、それを記録しておくものとする。

6 費用及び期間

応急仮設住宅及び住宅の応急修理のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任

障害物の除去は、市長（経済建設部都市建設班）が行う。ただし、救助法が適用されたときは、市長が知事の委任を受けて行うものとする。

(1) 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路法、河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うものとする。

(2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりとする。

(1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水を防止と護岸等の決壊を防止するために必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。

(2) 市、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章 第13節 交通応急対策計画の定めるところによる。

6 実施手続等

(1) 知事に対する申請

市長は、救助法の適用による障害物の除去を実施しようとするときは、次の事項を明らかにした申請書を事前に知事（空知総合振興局長）に提出し、承認を受けるものとする。

ア 住家の被害程度及び区分

イ 住所、氏名、職業及び家族数

ウ 除去をすべき状態の概要

エ 除去に要する期間

(2) 障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用及び手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管するものとする。売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約により行うものとする。

7 費用及び期間

障害物の除去のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

その内容は、おおむね「救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

8 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、それを記録しておかなければならない。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒の安全の確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

ア 市立小中学校における応急対策及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が行い、その事務は、文教部文教班が行うものとする。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、市長（文教部文教班）が行うものとする。

イ 学校ごとの災害時の応急措置については、各学校長が具体的な応急計画を作成して行うものとする。

ウ 道立高校における応急対策は、知事及び道教育委員会が行うものとする。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

市長及び教育委員会は、学校その他の文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

(4) 市及び道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は市長（文教部文教班）が知事の委任により実施する。

2 応急対策実施計画

(1) 休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあつては、教職員が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

- イ 登校前の措置
 - 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、広報車、有線放送その他確実な方法で児童生徒に周知するものとする。
- (2) 施設の確保と復旧対策
 - ア 応急復旧
 - 被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。
 - イ 校舎の一部が使用不能となった場合
 - 施設の一時転用などにより授業の確保に努める。
 - ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合
 - 公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。
 - エ 仮校舎等の建築
 - 上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。
- (3) 教育の要領
 - ア 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
 - イ 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - (イ) 教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - (ウ) 通学路その他の被害状況に応じ、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得る等、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
 - (エ) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - (オ) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
 - ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。
- (4) 教職員の確保
 - 市教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。
- (5) 授業料等の減免、修学制度の活用援助
 - 高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
 - イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知
- (6) 学校給食等の措置
 - ア 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。□

(7) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

3 学用品の給与

(1) 実施責任者

災害のため就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、かつ、物品販売機構等の一時的な混乱により、直ちに入手することのできない状態にある小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて市長（文教部文教班）が行う。

(2) 学用品給与対象者

ア 災害によって住家に被害を受けた小中学校児童生徒（この場合の住家の被害の程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水である。）

イ 学用品がなく、就学に支障を生じている小中学校児童生徒

(3) 学用品購入計画

市長は、教育委員会及び学校長の協力を受け、学用品購入（配分）計画を立てるものとする。

(4) 学用品の支給品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(5) 学用品給与の費用及び期間

学用品給与のための費用及び期間については、おおむね「救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

(6) 帳簿等の整備

学用品を給与したときは、次の関係書類を整理、保存しておかなければならない。

ア 学用品購入（配分）計画表

イ 学用品交付簿

ウ 学用品出納に関する帳簿

エ 学用品購入関係支払証拠書類

オ 備蓄物資払出証拠書類

(7) 学用品の主な調達先

市内における主な学用品の調達先は、資料編【資料20】のとおりである。

4 応急教育予定場所

災害時における応急教育予定場所は、資料編【資料21】の指定避難所とする。

5 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び芦別市文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する芦別市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

資料編〔物資・資機材〕	・物資等調達先一覧（資料20）
〔避難所等〕	・避難所等（資料21）

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬等は、市長（市民福祉部市民班・防疫班及び消防部消防班）、警察官がそれぞれ協力して実施し、救助法が適用された場合の実施は、知事の委任を受けて市長が行うものとするが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

市長（市民福祉部市民班・防疫班）が、消防機関及び警察官に協力を要請し捜索を実施するものとする。なお、被災の状況により地域住民の協力を得て実施するものとする。

(3) 応援要請

市において被災し、行方不明者が流出等により他の市町村に漂着をしていると考えられる場合において、関係市町村に対して捜索を依頼する時は、次の事項を明示して応援を要請するものとする。

ア 行方不明者が埋没し、又は漂着していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、検視後、その処理に当たるものとする。

4 遺体の収容・処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 遺体の収容・処理

ア 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

イ 身元が判明していない場合は、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、市長（市民福祉部市民班・防疫班及び医療部医療班）が次の事項を実施する。

(ア) 身元確認

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、並びに遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

(イ) 一時保存

遺体の身元確認のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共建物、公園等遺体の収容に適切な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

(3) 安置場所の確保

市は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

(4) 遺体の埋葬

ア 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

イ 埋葬の方法

(ア) 市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

(ウ) 市長は、埋葬の実施が自らできないと認めるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

(エ) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

(5) 広域火葬の調整等

市は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

(6) 火葬場の状況

市内の火葬場の状況は、次のとおりである

火葬場名	所在地	火葬炉	電話番号
芦別市斎場	本町1115	3基	(0124)22-2999

(7) 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

5 費用及び期間

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 市（市民福祉部市民班・防疫班）

市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 北海道

ア 空知総合振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

2 家庭動物等の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、北海道動物の愛護及び管理に関する条例（第6条第1項第4号）の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

1 実施責任

市長（経済建設部農林班）

2 実施の方法

市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって空知総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)

ウ 購入予算額

エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法(預託、附添等)

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、「第5章 第25節 障害物除去計画」によるものとする。

1 実施責任

(1) 災害廃棄物の処理

ア 被災地における災害廃棄物の処理は、地域住民の協力を得て、市（市民福祉部市民班・防疫班）が行うものとする。

イ 市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 廃棄物等の処理

被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、市が実施するものとする。□

2 廃棄物処理班の編成

(1) 廃棄物処理作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。

(2) 班の編成基準は、おおむね班長及び班員をもって構成し、当該班には、車両及び機材を配備するものとする。その内容は、災害の規模等必要に応じ、市長が決定するものとする。

3 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、市長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、市長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。

この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) ごみの収集処理の方法

ア 収集

災害地の住民に協力を要請し、原則として市ごみ処理基本計画に基づく分別収集を行い、生ごみ及び感染症の源となるものから順に収集するものとする。一般的なごみは、

その後に収集するものとする。また、災害の状況により本市の収集能力からして完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動又は民間業者から車両の借り入れを要請し収集に万全を期するものとする。

イ 処 理

収集物は、市のごみ処理センター又は、資源ごみ保管施設に搬入するものとする。

また、災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理施設にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

ウ 災害廃棄物の仮置き

被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食糧品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

仮置場は、学校校庭・河川敷等の公共広場を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、市は仮置場の管理を徹底する。

(3) し尿の収集処理の方法

ア 収 集

被災地域の被害度合いの高い地域から順次収集に当たるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2割～3割程度の収集を実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にする。くみ取り車又は運搬車により収集が不可能な地域について、災害の状況により、野外に仮設の共同トイレを設置するものとする。

イ 処 理

石狩川流域下水道奈井江浄化センターを使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理する。

また、被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

(4) 仮設トイレの設置

ア トイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じて野外に仮設の共同トイレを設置するものとする。

イ 共同トイレは、経済建設部都市建設班が民間業者等から調達し、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設置する。

(5) 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、空知総合振興局長（空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室（滝川保健所））の指導を受け、次により処理するものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。

イ 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ 前ア項及びイ項において埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで必要な人員を確保するための芦別市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、この計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等・NPOの協力

市は災害時において芦別市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等があったときは災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) 市は、芦別市社会福祉協議会及び関係団体と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

(2) 市におけるボランティアの受入れや運営は、芦別市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）を窓口とし、市民福祉部福祉班は連携・協力し、その活動をする上で必要な情報、支援を行うものとする。

ただし、災害が大規模な場合又は市及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請し、その市町村において受入窓口を設けるものとする。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災状況、安否、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動の環境整備

- (1) 市（市民福祉部福祉班）及び芦別市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。
- (2) 市（市民福祉部福祉班）及び芦別市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。
- (3) 災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、市と芦別市社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体の活動は、市長（経済建設部商工観光班）が行うものとする。

2 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うこととする。

- (1) 災害応急対策の協力団体の構成員の動員要請
- (2) 近隣住民に対する協力要請
- (3) 労務者の雇上げ

3 動員の要請

災害の状況により奉仕団体又は労務者を必要とするときは、各部長は次の事項を示し、経済建設部商工観光班を通じて要請し、労務の供給を行うものとする。

- (1) 労務を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所・時間
- (7) その他参考事項

4 奉仕団の編成及び活動

奉仕団体は、資料編【資料2】に掲げる団体等によって編成し、活動するものとする。

5 労務の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者の救出のための機械器具等の操作のための労務
- (4) 飲料水の運搬、機材操作、薬品等の配布のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送、配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のための労務

6 供給方法

- (1) 市長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、滝川公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。
- (2) 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにする。
 - ア 職業別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項

(3) 滝川公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。

7 賃金及びその他の費用負担

(1) 費用は、市が負担するものとし、賃金は、一般の水準により、その都度市長が定める。ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合は、これによるものとする。

(2) 期間は、当該救助の実施期間内とする。

8 労務者雇用等の記録

労務者を雇用した場合は、それを記録しておかなければならない。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、知事又は市長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

1 要請権者

市長又は市の委員会若しくは委員（以下本節において「市長等」という。）

なお、市又は道の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は市長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

また、受入れ側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。

ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は派遣受入れ側の規定を適用するものとする。

(5) 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（空知総合振興局長）が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準	被害区分	市単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	市の人口	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
	(芦別市) 5,000人以上 15,000人未満	40	20	市の被害状況が特に救助を必要とする状態があると認められたとき。
摘要	<p>1 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。</p> <p>(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</p> <p>(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>			

3 救助法の適用手続き

(1) 市長は、市における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告しなければならない。

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した市に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 	市・日赤道支部 市
応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 	対象者、対象箇所の選定～市設置～道 (ただし、委任したときは市)
炊出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に避難している者又は住家に被害を受け若しくは災害により現に炊事のできない者 	市
飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のために現に飲料水を得ることができない者 	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 	市
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により医療の途を失った者 	救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市)
助産	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者 	救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市)
被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出する者 	市
被災した住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など 	市
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外） 	市

救助の種類	主な対象者	実施者区分
埋 葬	・災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市
遺体の捜索	・災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市
遺体の処理	・災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市・日赤道支部
障害物の除去	・半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、芦別市地域防災計画の別編である「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

市内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防応急対策については、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

市及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 災害時に直ちに災害情報連絡ができるように通信手段の整備を図るものとする。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図るものとする。

2 災害応急対策

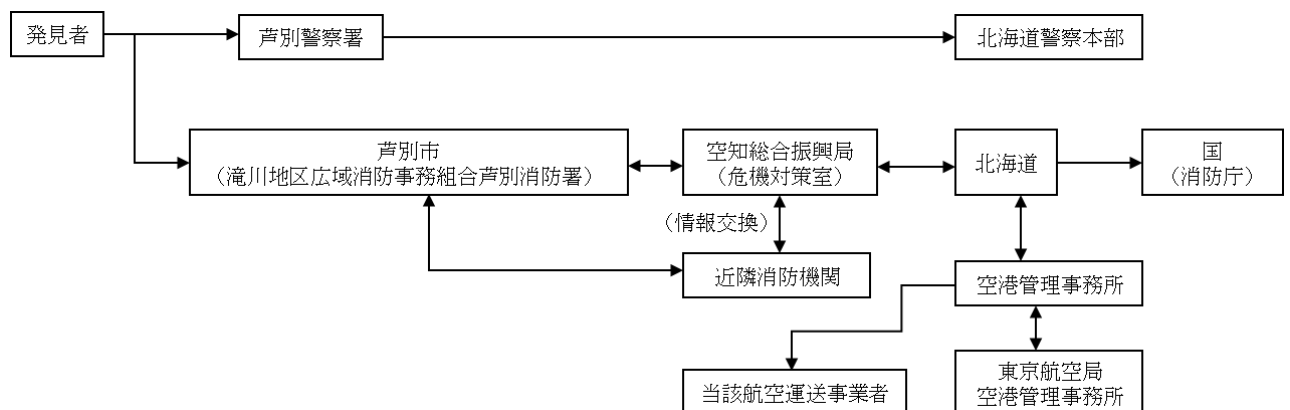
(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

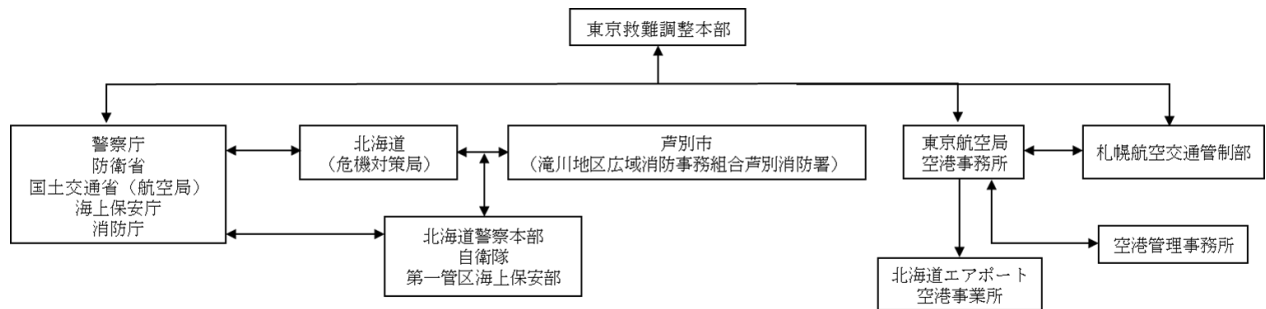
ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



イ 実施事項

- (ア) 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、市（滝川地区広域消防事務組合芦別消防署）、北海道、北海道警察（芦別警察署）

イ 実施要領

(ア) 被災者家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 航空災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 市及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 市及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 航空輸送復旧の見通し
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

市長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するため、「第5章 第1節 動員計画」等により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

(5) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

(7) 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市等各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の搜索、遺体の収容埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

芦別警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を行うものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

ア 実施機関

市、道

イ 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」を準用し的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用し、廃棄物等処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定めるものが、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

市長は、道への自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

(12) 広域応援

市及び滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、北海道、他都府県及び国へ応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため実施する各種の予防、応急対策はこの計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

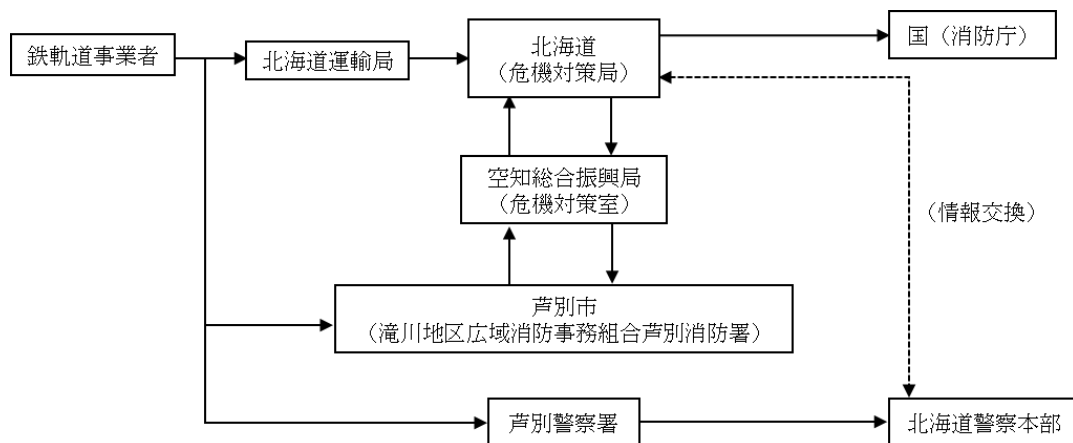
2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」に定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

市及び関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 市

市長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施するものとする。

(5) 医療救護活動

医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

消防活動は、「第4章 第11節 消防計画」の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、火災の発生直後における初期消火活動に努めるとともに、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収集等

市及び関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

芦別警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

市及び滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

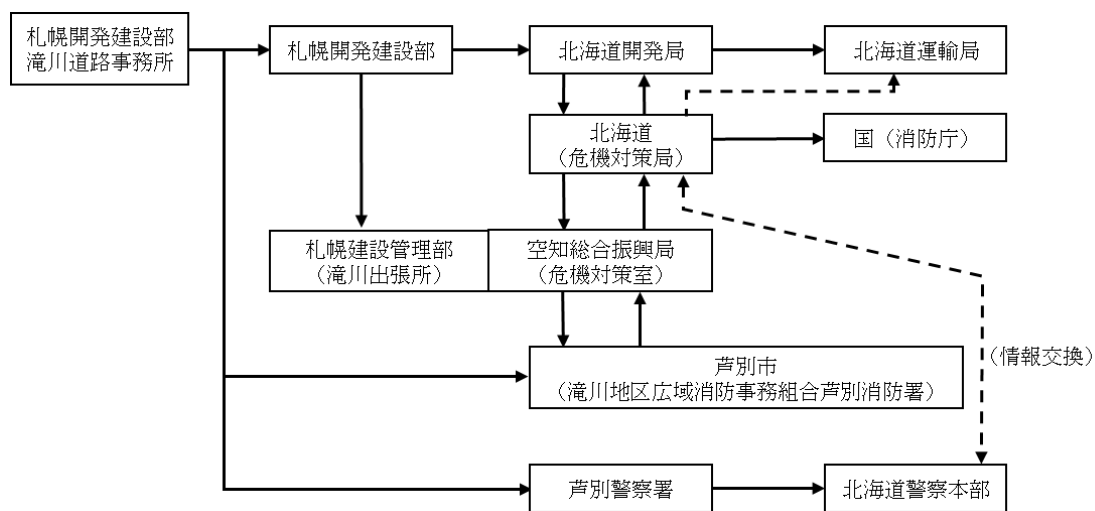
(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

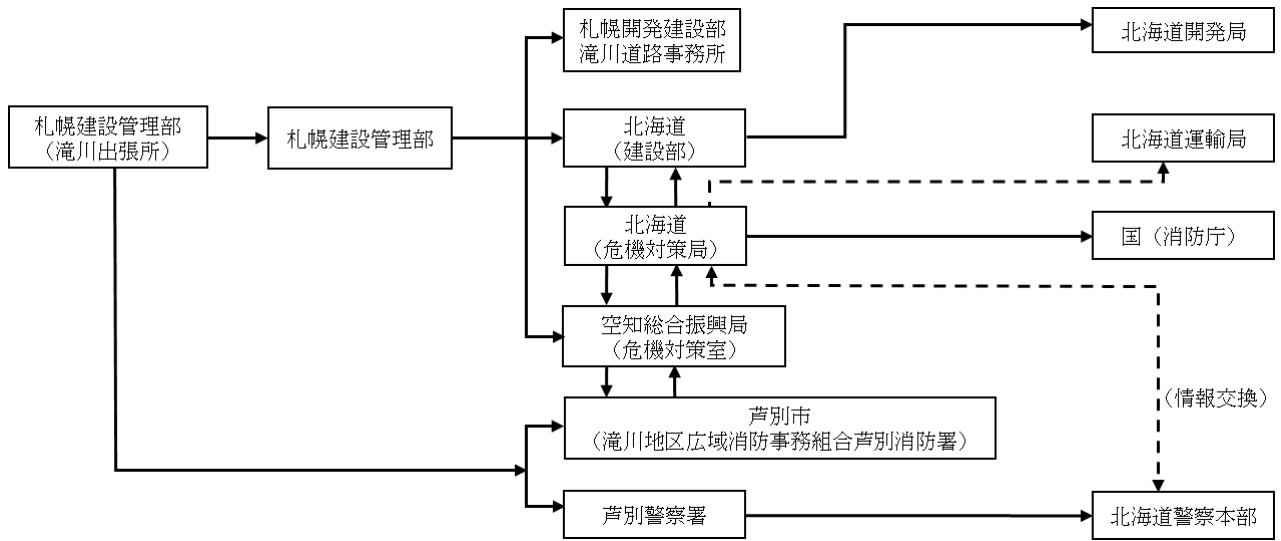
ア 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

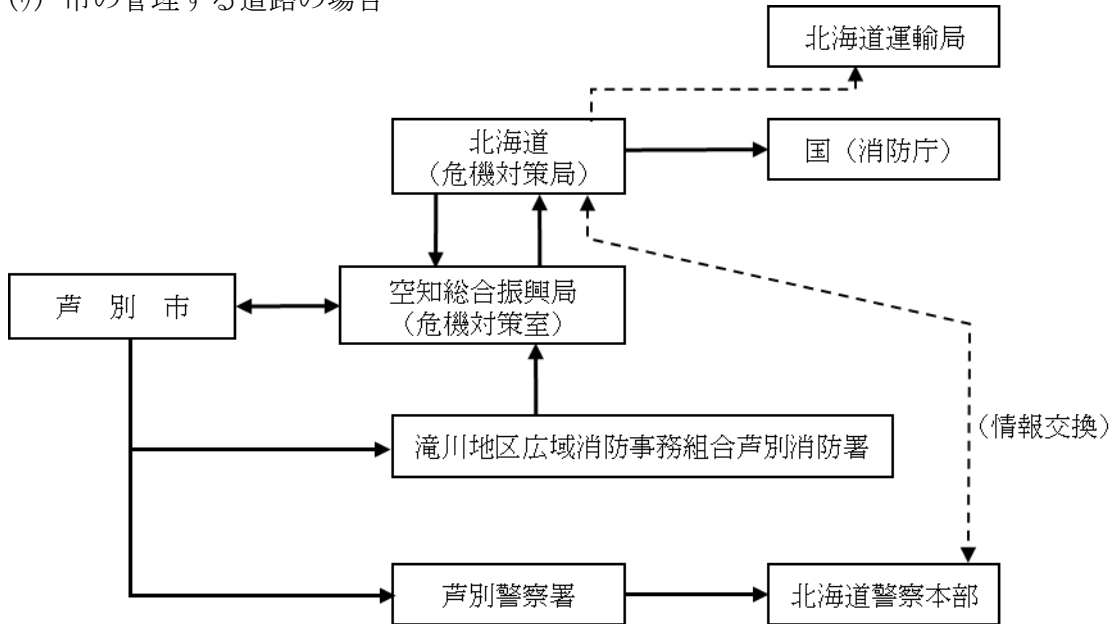
(ア) 国の管理する道路の場合



(イ) 北海道の管理する道路の場合



(ウ) 市の管理する道路の場合



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、市（滝川地区広域消防事務組合芦別消防署）、北海道（空知総合振興局）、北海道警察（芦別警察署）

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について正確にきめ細かく適切に提供するものとする。

- a 道路災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 道路利用者及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 道路災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動対策

ア 市

市長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係組織

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第9節 救出救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

(5) 医療救護活動

医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

(6) 消防活動

消防活動は、「第4章 第11節 消防計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、火災の発生に際しては、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

芦別警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

市及び滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を行うものとする。

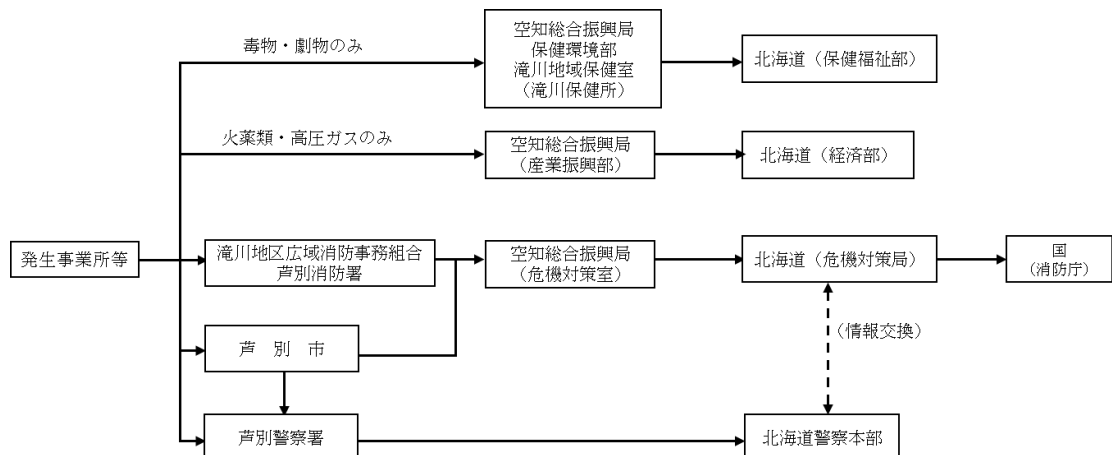
3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、以下のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 市は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて災害応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

イ 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

(4) 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

消防活動は、「第4章 第11節 消防計画」の定めるところによるもののほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(6) 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動計画

市及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

芦別警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第12節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

市長は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣要請を依頼するものとする。

(10) 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等、大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

市及び滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼の拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努めるものとする。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする建築物、ホテル、スーパー、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導するものとする。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮するものとする。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進するものとする。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等による消防水利の多様化及び確保に努めるものとする。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

市長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

名称	警報発令条件
空知総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき ・実効湿度で60%以下のときは、風速7m/s以上のとき

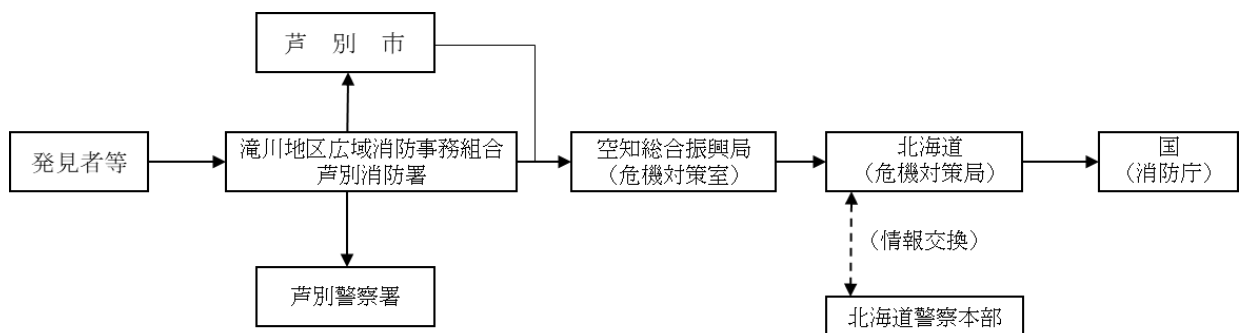
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次の図のとおりである。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
 - イ 家族等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
 - オ その他必要な事項
- (2) 地域住民等への広報
- 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。
- ア 災害の状況
 - イ 被災者の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
 - オ 避難の必要性等、地域に与える影響
 - カ その他必要な事項
- 4 応急活動体制
- (1) 市は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。
- 5 消防活動
- 消防活動は、「第4章 第11節 消防計画」の定めるところによるもののほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。
- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。
- 6 避難措置
- 市及び関係機関は、人命の安全を確保するため「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。
- 7 救助救出及び医療救護活動計画
- 市及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。
- また、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬を実施するものとする。
- 8 交通規制
- 芦別警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第14節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

市長は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣要請を依頼するものとする。

10 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第6節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、市及び防災関係機関は、次により対策を講ずる。

ア 北海道森林管理局、道、市

(ア) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、防災関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の承認申請や届出等について指導する。
- c 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(イ) 火入対策

林野火災危険期間中（概ね3月～6月。以下「危険期間」という。）の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び芦別市森林の火入れに関する条例に基づき市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 造林のための地ごしらえ、害虫駆除等を目的とした火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(ウ) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

イ 森林所有者

森林保有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施すよう努めるものとする。

- (ア) 入林者に対する防火啓発
- (イ) 巡視
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙場等の設置、標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知の方法

(2) 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

ア 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道旅客鉄道株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

イ 地区協議会

空知総合振興局の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

ウ 市協議会

市の予消防対策については、次に掲げる機関と連携して、必要に応じ「芦別市林野火災予消防対策協議会」を設置し、推進するものとする。

(ア) 実施機関

芦別市、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署及び芦別消防団、空知森林管理署、空知総合振興局森林室

(イ) 協力機関

芦別警察署、陸上自衛隊滝川駐屯地第10即応機動連隊、芦別市教育委員会、芦別市各小中高校、札幌開発建設部滝川道路事務所、札幌建設管理部滝川出張所、札幌開発建設部空知川河川事務所滝里ダム管理支所、札幌開発建設部岩見沢河川事務所桂沢ダム管理支所芦別市森と緑の会、なかそらち森林組合、たきかわ農業協同組合、芦別観光協会、北海道旅客鉄道株式会社岩見沢保線所、北海道中央バス株式会社、空知交通株式会社、芦別地区ハイヤー協会、芦別建設業協会、各報道機関、各有線放送施設

(3) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

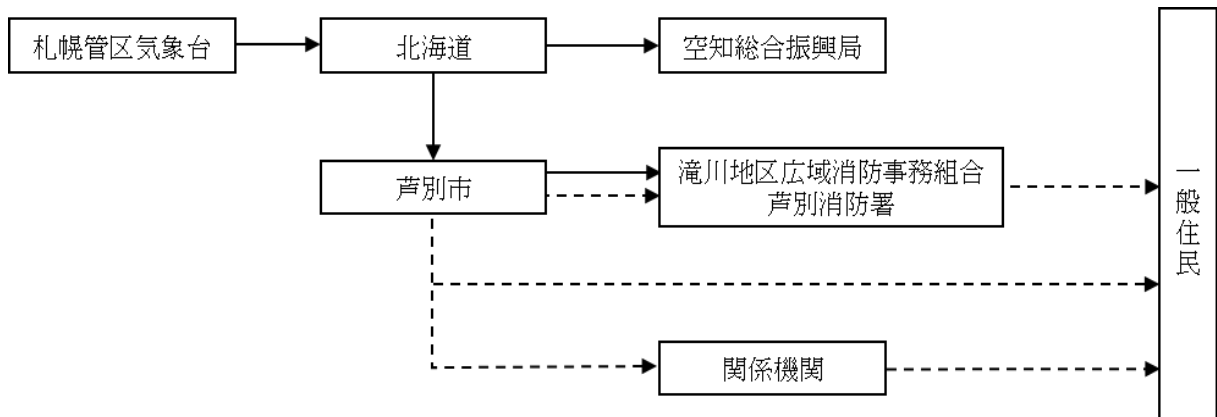
ア 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

林野火災気象通報は、火災気象通報により札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、以下のとおりである。

発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
札幌管区気象台	空知地方	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥注意報：最小湿度30%、実効湿度60% ・強風注意報：平均風速12m/s

イ 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりとする。



---->は、市長が火災に関する警報を発した場合

(ア) 北海道

通報を受けた北海道は、直ちにこれを空知総合振興局及び市へ通報するものとする。

(イ) 市

通報を受けた市は、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署へ通報するものとする。

また、市長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した市は、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署、関係機関、一般住民等へ周知を図る。

(ウ) 関係機関

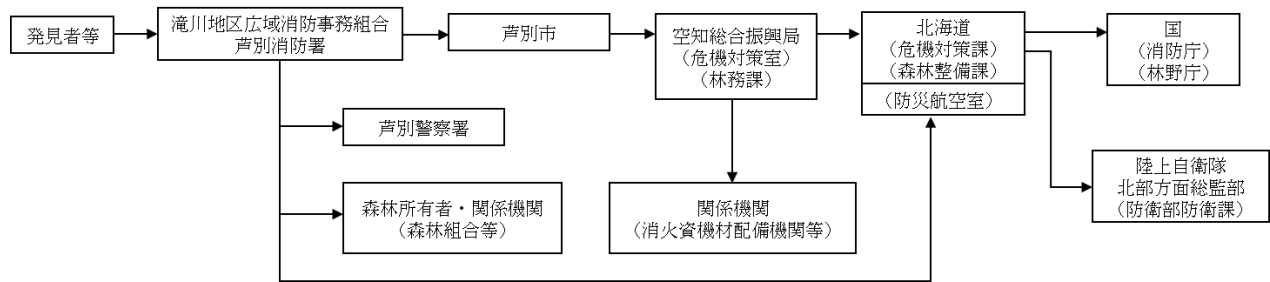
火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

2 応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (エ) 市及び空知総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等から問合せ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

- ア 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。
- イ 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

(4) 救助・救出活動

発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

(5) 医療救護活動

医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」に定めるところにより、迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、「第4章 第11節 消防計画」の定めるところにより、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林関係団体等の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。

(7) 避難措置

市等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

(8) 交通規制

芦別警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

市長は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、空知総合振興局長に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(10) 広域応援

市及び滝川地区広域消防事務組合芦別消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。□

資料編〔防災組織〕	・林野火災の自衛組織（資料 3）
〔物資・資機材〕	・防災資機材（資料18）

第7節 大規模停電対策計画

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

(1) 実施事項

ア 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。
- (イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- (ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

イ 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

ウ 北海道産業保安監督部

- (ア) 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。
- (イ) 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

エ 防災関係機関

- (ア) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (イ) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (ウ) 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (オ) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (カ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

オ 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

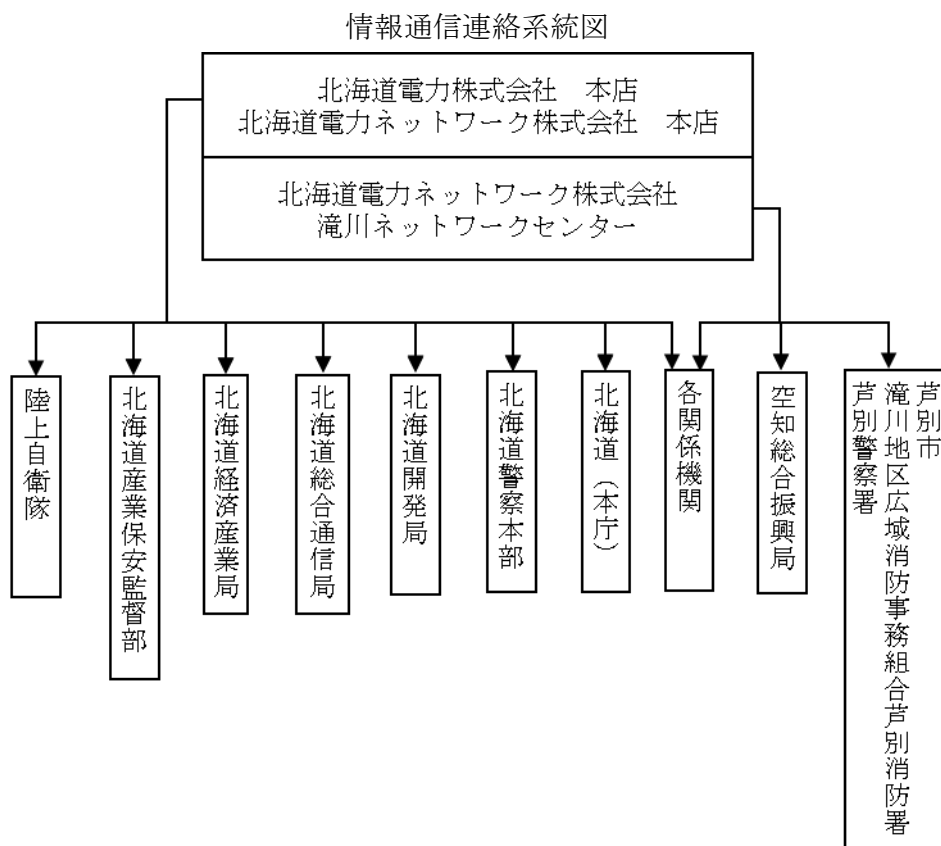
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

市、道、芦別警察署、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 市

市長は、大規模停電災害発生時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。
- (イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- (ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 芦別警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

ア 応急的な電力供給

(ア) 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

(イ) 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

(ウ) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

市（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。

また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

市及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

芦別警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

市長は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事（空知総合振興局長）に自衛隊への災害派遣の要請をするものとする。

(13) 広域応援

市、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、市及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

指定地方行政機関の長、市長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ウ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- オ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- カ 下水道災害復旧事業計画
- キ 公園災害復旧事業計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画に定める基準による。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 市

ア 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

ウ 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施するものとする。

オ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 消防機関（滝川地区広域消防事務組合）

市長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 市長は、災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

(カ) 援護の実施の状況

(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(ク) 電話番号その他の連絡先

(ケ) 世帯の構成

(コ) 罹災証明書の交付の状況

(㉞) 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

(㉟) (㉞)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

(㊱) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

(㊲) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたっては特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2の(1)のイの(ス))を含めない。

3 融資・貸付等による金融支援

被災した市民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救援するための災害義援金の募集及び配分に関する事項は、次のとおりである。

(1) 義援金の受付（配分）

日本赤十字社北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日本赤十字社北海道支部及び市に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分するものとする。

市長（市民福祉部福祉班）は、全国各地からの義援金を受付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

(2) 市の災害義援金品の受付・配分

ア 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

イ 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、市及び関係団体で構成する芦別市災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置し、庶務は、総務部、市民福祉部が行うこととする。

(3) 配分計画の作成

配分にあたっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- ア 配分対象
- イ 配分基準
- ウ 配分方法
- エ その他必要な事項について

芦別市地域防災計画書

沿 革

昭和38年	11月15日	作成
昭和39年	11月18日	追加修正
昭和40年	4月23日	全部修正
昭和41年	4月28日	一部修正
昭和45年	3月12日	全部修正
昭和46年	2月25日	一部修正
昭和48年	8月22日	一部修正
昭和55年	3月4日	全部修正
昭和55年	10月1日	一部修正
昭和57年	3月2日	一部修正
昭和58年	2月24日	一部修正
昭和59年	2月22日	一部修正
昭和60年	2月27日	一部修正
昭和62年	9月4日	全部修正
平成元年	7月27日	一部修正
平成12年	9月18日	全部修正
平成21年	7月1日	全部修正
平成22年	4月1日	一部修正
平成25年	4月1日	全部修正
平成28年	6月6日	一部修正
令和2年	4月15日	一部修正
令和5年	2月24日	全部修正
令和6年	3月22日	一部修正

芦別市地域防災計画書

発行人 芦別市